

特約中途付加 ご契約のしおり 約款

(特約名)

リビング・ニーズ特約

介護前払特約

指定代理請求特約

代表者請求特約

BESTパートナー
大樹生命
日本生命グループ°

このたびは、現在ご契約いただいております
当社の保険に特約を付加くださいまして誠に
ありがとうございました。

この冊子は、特約条項について記載されて
いますので、該当する条項をご熟読のうえ
「保険証券」とともに大切にご保存ください。

今後とも、従来どおり末永くお引き立てくだ
さいますようお願い申しあげます。

2025年12月作成

ご契約のしおり

(ページ)

● リビング・ニーズ特約について	1
● 介護前払特約について	17
● 保険金をお支払いできない場合について	20
● 指定代理請求特約について	22
● 代表者請求特約について	27
● お手続きに必要な書類について	28

約款

(ページ)

● リビング・ニーズ特約（大樹セレクト、おまかせセレクト用）	35
● リビング・ニーズ特約（ベクトルX用）	40
● リビング・ニーズ特約（ザ・ベクトル用）	45
● リビング・ニーズ特約（ドリームクルーズワイド用）	50
● リビング・ニーズ特約（ドリームクルーズ、ドリームクルーズプラス用）	57
● リビング・ニーズ特約（ドリームロードステップ、ドリームロード用）	61
● リビング・ニーズ特約（収入保障保険－M用）	65
● リビング・ニーズ特約（定期保険－M用）	69
● リビング・ニーズ特約（ステイタス－M用）	73
● リビング・ニーズ特約（MENU－X用）	77
● リビング・ニーズ特約（その他商品用※）	81
● 介護前払特約	99
● 指定代理請求特約（大樹セレクト、おまかせセレクト、 おまかせ・がんのほけん用）	104
● 指定代理請求特約（大樹セレクト、おまかせセレクト、 おまかせ・がんのほけん以外の商品用）	107
● 代表者請求特約	124

※大樹セレクト、おまかせセレクト、ベクトルX、ザ・ベクトル、ドリームクルーズワイド、ドリームクルーズ、ドリームクルーズプラス、ドリームロードステップ、ドリームロード、収入保障保険－M、定期保険－M、ステイタス－M、MENU－X以外の商品用です。

「ご契約のしおり」では、『障害』を『障がい』と表記しています。

(例) 高度障害保険金 ⇒ 高度障がい保険金

リビング・ニーズ特約について

ドリームクルーズワイド、ドリームクルーズ、ドリームクルーズプラス、ドリームロードステップ、ドリームロード、収入保障保険－M以外の保険種類に付加する場合

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、死亡保険金等の将来のお支払いにかえ、その全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。

支払事由	被保険者の余命が6か月以内* であると判断された場合
受取人	被保険者 ただし、ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡給付受取人および死亡時支払金受取人を含みます。）の場合は、ご契約者
支払額	ご請求額（指定保険金額）から、支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内* と判断された日）からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する利息* と保険料相当額を差し引いた金額

* 余命が6か月以内

一般に日本で認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内である状態を意味します。

* 利息

次の式で計算した金額のことをいいます。

「ご請求額（指定保険金額）」－「ご請求額（指定保険金額）を当社所定の利率で6か月間割り戻して計算した現価」

なお、当社所定の利率は次の通りです。

・大樹セレクト、おまかせセレクトの場合

契約日に応じて、次の利率を用います。

契約日が2018年4月1日以前のとき…年率1.35%

契約日が2018年4月2日以降のとき…年率0.60%

・ベクトルX、ザ・ベクトルの場合

主契約の最低基準利率

・上記以外の商品の場合

主契約の予定利率

●ご請求方法について

この特約による保険金をご請求いただく場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。

●ご請求額（指定保険金額）について

ご請求額（指定保険金額）は、次の金額の合計額の範囲内、かつ、同一被保険者について、通算1,000万円以内とします。

- ・この特約による保険金の支払事由の発生日における、付加されているご契約の死亡保険金額

- ・この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月の期間満了の日における、収入保障保険特約016または収入保障保険特約2014の死亡収入保障年金の換算保障額*

* 死亡収入保障年金の換算保障額

年金支払期間中の死亡収入保障年金を支払うための原資となる金額をいいます。

●お支払いの対象について

ご請求額（指定保険金額）の対象は、主契約および特約の死亡保険金等の額の範囲内です。

ただし、この特約による保険金の支払事由の発生日において、主契約または特約の残余保険期間が1年以内の場合（主契約またはその特約が更新されるときを除きます。）は、この特約による保険金のお支払いの対象となりません。

※介護保障特約Aの場合は、特約保険金額を対象とします。

※遞増定期保険特約の特約保険金額は、支払事由の発生日における金額となります。

※生存給付金付終身保険（引受基準緩和型）については、ご契約後2年以内は、ご請求できません。

※引受基準緩和型終身保険特約016については、ご契約後1年以内は、ご請求できません。

※積立保険、新積立保険の積立金については、リビング・ニーズ特約の対象とはなりません。

※新医療保険、新医療保険2007、新医療保険2011の死亡返還金については、リビング・ニーズ特約の対象とはなりません。

●お支払いの対象とならない特約について

次の特約は、リビング・ニーズ特約の対象とはなりません。

◆生活保障特約	◆介護生活保障特約	◆ウェルガード生活保障特約
◆災害割増特約	◆傷害特約	◆新介護保障特約
◆新ナイスリー特約	◆就労不能時生活費サポート特約	
◆生活保障特約2007	◆ワイドディフェンス生活保障特約A	
◆ワイドディフェンス生活保障特約B		◆災害割増特約2007
◆傷害特約2007	◆介護保障特約B	◆ナイスリー特約B
◆障がいサポート特約B	◆ワイドディフェンス特約B	
◆災害割増特約016	◆傷害特約016	◆総合障がいサポート年金特約016
◆介護生活サポート年金特約016		◆段階給付型介護保障特約016
◆総合医療特約016	◆ガン治療サポート特約016	
◆積立保険特約016	◆引受基準緩和型総合医療特約016	

●お支払いの限度について

この特約による保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。

●主契約または特約に更新がある場合のお取り扱いについて

支払事由の発生日からその日を含めて6か月以内に主契約または特約の更新がある場合、ご請求額から差し引く金額の計算にあたり、更新後の期間に対応する部分の保険料相当額については、その支払事由の発生日における保険料率および更新日における被保険者の年齢をもとに計算した保険料を用います。

●条件付保険特約が付加された場合のお取り扱いについて

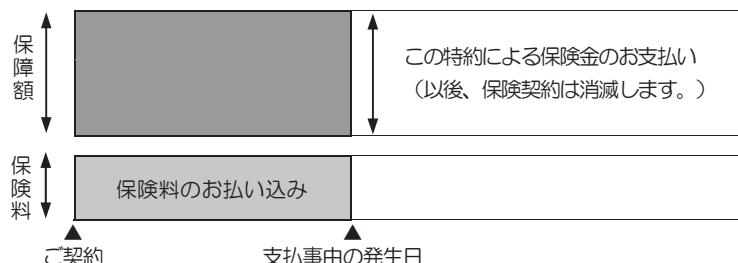
主契約または特約に条件付保険特約が付加される場合で、保険金削減支払法（死亡保障等条件付保険特約が付加される場合は削減支払法）が適用されているときは、次の「A」から「BとCの合計額」を差し引いた金額をお支払いします。

- A … 指定保険金額×保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約または死亡保障等条件付保険特約に定める所定の割合
- B … Aに対する6か月間の利息
- C … 指定保険金額に対する6か月間の保険料相当額

●この特約による保険金をお支払いした後のご契約について

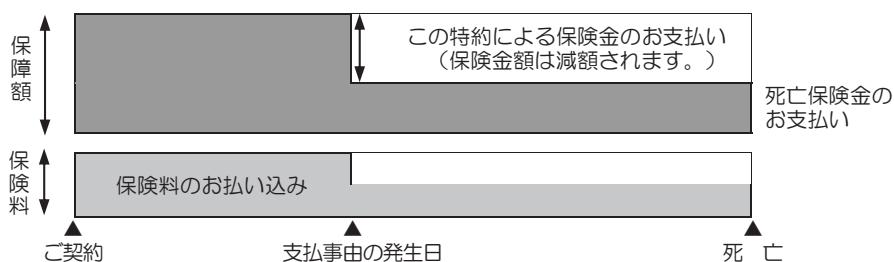
①ご請求額（指定保険金額）が死亡保険金額と同額の場合

- ご契約は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって消滅しますが、被保険者の入院・通院期間中にご契約が消滅した場合は、この特約による保険金の支払事由の発生日を含む継続入院・通院に限り給付金をお支払いします。
- 大樹セレクト、おまかせセレクト、ベクトルX、MENU-Xおよびザ・ベクトルについては、お支払いの対象となった特約のみ消滅します。



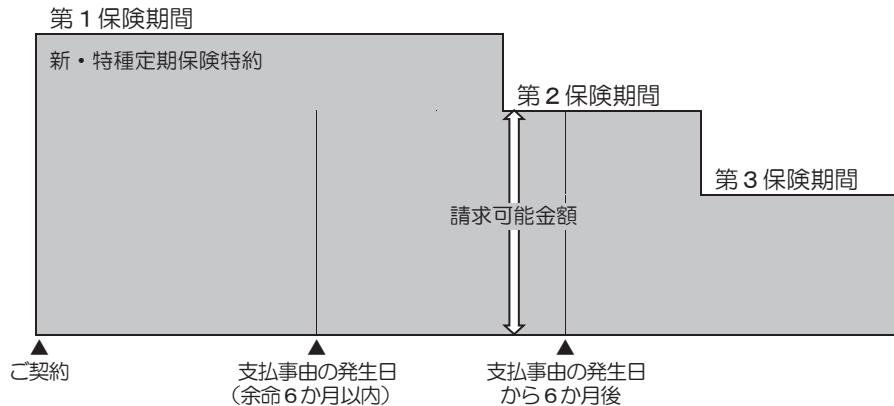
②ご請求額（指定保険金額）が死亡保険金額の一部の場合

- 死亡保険金額は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼってご請求額と同額の減額がなされるものとし、減額部分の解約返戻金はありません。また、継続する部分については引き続き保険料をお払い込みいただき、その後、被保険者が死亡された場合、減額後の死亡保険金等の額を死亡保険金受取人（死亡給付受取人および死亡時支払金受取人を含みます。）にお支払いします。
- 主契約にリビング・ニーズ特約のお支払いの対象とならない特約が付加されている場合、各特約の年金額、保険金額、給付金額、入院給付日額、通院給付日額等は、減額されずにそのまま継続します。



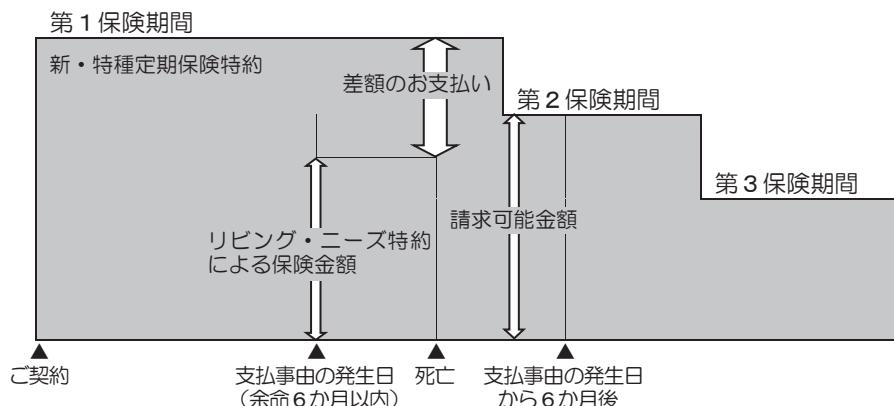
●ご契約が「大樹あじわい街道 -R」「大樹あじわい街道」の場合について
新・特種定期保険特約部分について、リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いする場合、次のようになります。

- ①リビング・ニーズ特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日が、その支払事由の発生日とは異なる保険期間に含まれる場合
- ・6か月後の死亡保険金額を上限として保険金を請求することができます。



②前記の場合で、リビング・ニーズ特約による保険金の支払事由の発生日を含む保険期間と同一の保険期間内に、死亡・高度障がい保険金の支払事由が発生した場合

- ・リビング・ニーズ特約によりお支払いした保険金額と死亡・高度障がい保険金額との差額をお支払いします。ただし、死亡保険金額全額をリビング・ニーズ特約による保険金として請求した場合には、ご契約がその時点で消滅しますので、差額のお支払いはできません。



＜ご注意＞

- この特約による保険金のご請求額（指定保険金額）の限度は、将来変更することがあります。
 - 他のご契約に付加されたリビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等の被保険者とこの特約の被保険者が同一の場合には、リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等のご請求額も通算されます。
 - 保険料の自動貸付またはご契約者貸付が行われているときは、この特約による保険金の支払金額はその貸付金の元利合計額を差し引きます。

ドリームクルーズワイド、ドリームクルーズ、ドリームクルーズプラスに付加する場合

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、死亡保険金の将来のお支払いにかえ、その全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。

支払事由	被保険者の余命が6か月以内* であると判断された場合
受取人	被保険者 ただし、ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人の場合は、ご契約者
支払額	ご請求額（指定保険金額）から、支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内* と判断された日）からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する利息* と保険料相当額を差し引いた金額

* 余命が6か月以内

一般に日本で認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内である状態を意味します。

* 利息

次の式で計算した金額のことをいいます。

「ご請求額（指定保険金額）」－「ご請求額（指定保険金額）を当社所定の利率で6か月間割り戻して計算した現価」

なお、当社所定の利率は次の通りです。

- ドリームクルーズワイドの場合

支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のうち、保険料払込期間に含まれる期間については主契約の契約時予定利率を、保険料払込期間の満了後に含まれる期間については主契約の最低保証予定利率を用います。

- ドリームクルーズ、ドリームクルーズプラスの場合

支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のうち、契約日からその日を含めて15年間に含まれる期間については主契約の契約時予定利率を、契約日からその日を含めて15年経過後に含まれる期間については主契約の最低保証予定利率を用います。

● ご請求方法について

この特約による保険金をご請求いただく場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。

● ご請求額（指定保険金額）について

- ご請求額（指定保険金額）は、この特約による保険金の支払事由の発生日における主契約の基本保険金額（総合障がい保障特約016（外貨建）が付加されている場合は、その特約保険金額との合計額とします。）の範囲内、かつ、同一被保険者について、通算1,000万円以内とします。ただし、ドリームクルーズワイド、ドリームクルーズ、ドリームクルーズプラスでは、通算1,000万円の判定にあたって、請求書類が当社に着いた日* の前日を換算基準日* とする円換算レート（支払用）で円に換算した金額を用います。

※この特約による保険金の支払額は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。円に換算してお支払いする場合、請求書類が当社に着いた日* の前日を換算基準日* とする円換算レート（支払用）を適用します。

*請求書類が当社に着いた日

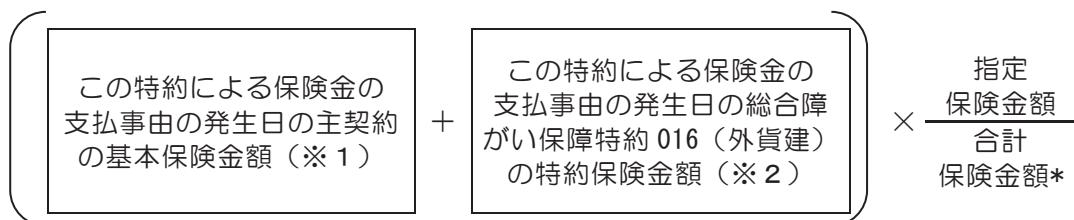
完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

*換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

- ・この特約による保険金の支払額は、支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の次のとおり計算した金額に対する利息と保険料相当額を差し引いた金額とします。ただし、次のとおり計算した金額は、上記換算基準日の円換算レート（支払用）で円に換算した保険金額が、前述の通算1,000万円以内であることが必要です。

（ア）ドリームクルーズワイドの場合



*合計保険金額

主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約016(外貨建)の特約保険金額の合計額をいいます。

※1 この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合は、次の式で計算した金額に置き換えます。

$$\left[\text{この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した} \right. \\ \left. 6 \text{か月後の主契約の責任準備金額} \right] \times 1.01$$

※2 この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障がい保障特約016(外貨建)の責任準備金額が特約保険金額以上の場合は、次の式で計算した金額に置き換えます。

$$\left[\text{この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した} \right. \\ \left. 6 \text{か月後の総合障がい保障特約016(外貨建)の責任準備金額} \right] \times 1.01$$

（イ）ドリームクルーズ、ドリームクルーズプラスの場合

この特約による保険金の支払事由の発生日の主契約の基本保険金額 (※3)

× $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$

※3 この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合、次の式で計算した金額に置き換えます。

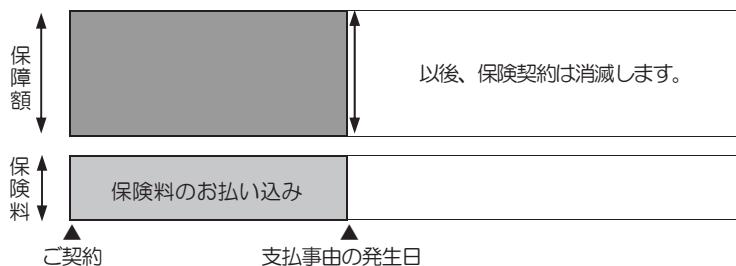
この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額 $\times 1.01$

●お支払いの限度について

この特約による保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。

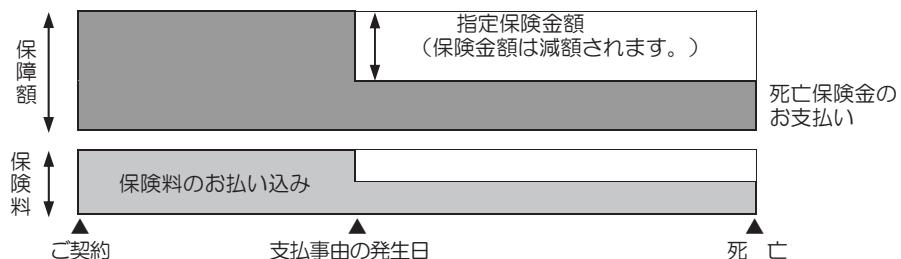
●この特約による保険金をお支払いした後のご契約について

- ①ご請求額（指定保険金額）が主契約の基本保険金額または合計保険金額と同額の場合
- ご契約は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって消滅します。



- ②ご請求額（指定保険金額）が主契約の基本保険金額または合計保険金額の一部の場合

- 主契約の基本保険金額および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額は、
指定期間
それに
主契約の基本保険金額または合計保険金額 を乗じて得た金額がこの特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって減額されるものとし、減額部分の解約返戻金はありません。また、継続する部分については引き続き保険料をお払い込みいただき、その後、被保険者が死亡された場合、減額後の主契約の基本保険金額（責任準備金額が減額後の主契約の基本保険金額以上の場合は責任準備金額に1.01を乗じて得た金額）および総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額（責任準備金額が減額後の総合障がい保障特約016（外貨建）の特約保険金額以上の場合は責任準備金額に1.01を乗じて得た金額）を死亡保険金受取人にお支払いします。



●条件付保険特約が付加された場合のお取り扱いについて

- ・主契約および総合障がい保障特約016（外貨建）に条件付保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合、次の「A」から「BとCの合計額」を差し引いた金額をお支払いします。ただし、「A」の金額が指定保険金額に対応する責任準備金額を下回るときには、その対応する責任準備金額から「BとCの合計額」を差し引いた金額をお支払いします。

- | | |
|----|--|
| A… | 前述「●ご請求額（指定保険金額）について」で計算した金額×この特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約に定める所定の割合 |
| B… | Aに対する6か月間の利息 |
| C… | 指定保険金額に対する6か月間の保険料相当額 |

〈ご注意〉

- この特約による保険金のご請求額の限度は、将来変更することがあります。
- 他のご契約に付加されたリビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等の被保険者とこの特約の被保険者が同一の場合には、リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等のご請求額も通算されます。
- 保険料の自動貸付またはご契約者貸付が行われているときは、この特約による保険金の支払金額はその貸付金の元利合計額を差し引きます。
- この特約による保険金を指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となります。また、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。

ドリームロードステップ、ドリームロードに付加する場合

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、死亡保険金の将来のお支払いにかえ、その全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。

支 払 事 由	被保険者の余命が6か月以内* であると判断された場合
受 取 人	被保険者 ただし、ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人および満期保険金受取人の場合は、ご契約者
支 払 額	次の①または②のいずれか大きい方の金額 ①ご請求額（指定保険金額）から、支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内* と判断された日）からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する利息* を差し引いた金額 ②支払事由の発生日の責任準備金額または解約返戻金額のいずれか大きい金額に $\frac{\text{ご請求額（指定保険金額）}}{\text{基本保険金額*}}$ の割合を乗じて得た金額

* 余命が6か月以内

一般に日本で認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内である状態を意味します。

* 利息

次の式で計算した金額のことをいいます。

「ご請求額（指定保険金額）」－「ご請求額（指定保険金額）を主契約の予定利率で6か月間割り戻して計算した現価」

* 基本保険金額

ドリームロードステップの場合で、支払事由の発生日が契約日から5年経過後のときは、「基本保険金額+（基本保険金額×増加割合）」となります。

● ご請求方法について

- この特約による保険金をご請求いただく場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。
- この特約による保険金の支払事由の発生日において、主契約の残りの保険期間が1年以内であるときは、この特約による保険金の請求はできません。

●ご請求額（指定保険金額）について

- ・ご請求額（指定保険金額）は、この特約による保険金の支払事由の発生日におけるご契約の基本保険金額の範囲内、かつ、同一被保険者について、通算 1,000万円以内とします。ただし、ドリームロードステップ、ドリームロードでは、通算 1,000万円の判定にあたって、請求書類が当社に着いた日* の前日を換算基準日* とする円換算レート（支払用）で円に換算した金額を用います。

※この特約による保険金の支払額は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。円に換算してお支払いする場合、請求書類が当社に着いた日* の前日を換算基準日* とする円換算レート（支払用）を適用します。

*請求書類が当社に着いた日

完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

*換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

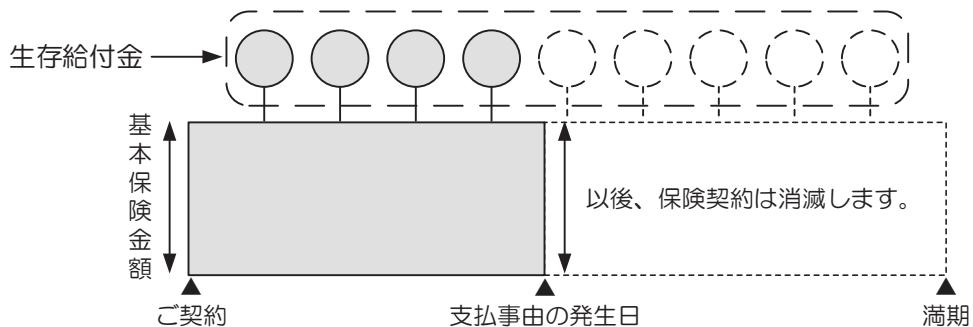
●お支払いの限度について

この特約による保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。

●この特約による保険金をお支払いした後のご契約について

①ご請求額（指定保険金額）が基本保険金額と同額の場合

- ご契約は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって消滅します。
(例) ドリームロードの場合



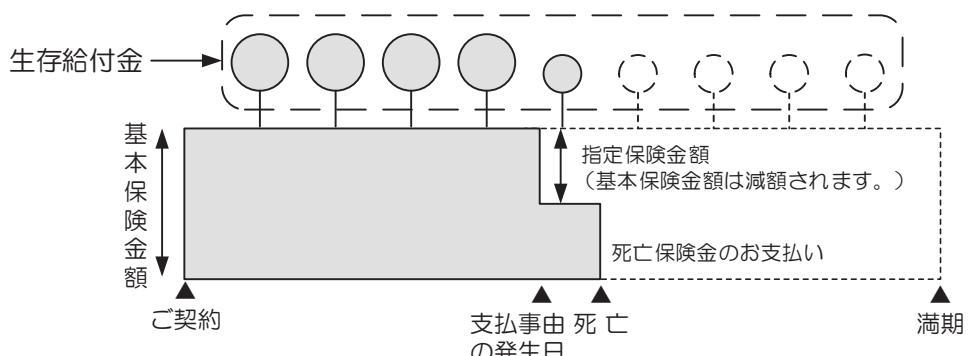
②ご請求額（指定保険金額）が基本保険金額の一部の場合

- 基本保険金額* は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、指定保険金額と同額（ドリームロードステップの場合で、支払事由の発生日が契約日から5年経過後のときは、以下の計算式で計算した金額）が減額されるものとし、減額部分の解約返戻金はありません。その後、被保険者が死亡された場合、減額後の基本保険金額に応じた死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

* 基本保険金額

前述の「*基本保険金額」に記載の内容は適用しません。

(例) ドリームロードの場合



(計算式)

$$\text{基本保険金額} \times \frac{\text{指定保険金額}}{\text{基本保険金額} + (\text{基本保険金額} \times \text{増加割合})}$$

〈ご注意〉

- 契約日が2025年8月1日以降のドリームロードには、この特約を付加することはできません。
- この特約による保険金が支払われることによって、この特約による保険金の支払事由の発生日以後、生存給付金が支払われなくなる、または生存給付金が減額されて支払われることになります。
- この特約の支払事由の発生日における指標金利* がご契約時と比較して低下している場合は、この特約によるお支払い額の方が死亡保険金額よりも大きくなることがあります。

* 指標金利

指標金利は指定通貨によって異なり、次の表のとおりです。

指定通貨	指標金利
米ドル	保険期間と同じ残存期間のアメリカ合衆国国債の流通利回り
豪ドル	保険期間と同じ残存期間のオーストラリア連邦国債の流通利回り

- ドリームロードステップの場合で、この特約による保険金の支払事由の発生日から6か月以内に契約日から5年を経過するときは、5年経過時に死亡保険金額の最低保証額が増加するため、死亡保険金額の方がこの特約によるお支払い額よりも大きくなることがあります。
- この特約による保険金の支払事由の発生日以後に支払事由が生じた生存給付金等が支払われていた場合で、この特約による保険金が支払われることによりご契約がさかのぼって消滅するまたは基本保険金額がさかのぼって減額されるときは、この特約による保険金をお支払いする際にお支払いしたその生存給付金等を差し引きます。
- この特約による保険金のご請求額の限度は、将来変更することがあります。
- 他のご契約に付加されたリビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等の被保険者とこの特約の被保険者が同一の場合には、リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等のご請求額も通算されます。
- この特約による保険金を指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただけの口座が必要となります。また、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。

収入保障保険－Mに付加する場合

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、死亡収入保障年金の将来のお支払いにかえ、その全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。

支 払 事 由	被保険者の余命が6か月以内* であると判断された場合
受 取 人	被保険者 ただし、ご契約者が法人で、かつ、死亡収入保障年金受取人の場合は、ご契約者
支 払 額	ご請求額（指定保険金額）から、支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日）からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する利息* と保険料相当額を差し引いた金額

* 余命が6か月以内

一般に日本で認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内である状態を意味します。

* 利息

次の式で計算した金額のことをいいます。

「ご請求額（指定保険金額）」－「ご請求額（指定保険金額）を主契約の予定利率で6か月間割り戻して計算した現価」

● ご請求方法について

- この特約による保険金をご請求いただく場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。
- この特約による保険金の支払事由の発生日において、主契約の残りの保険期間が1年以内であるときは、この特約による保険金の請求はできません。

● ご請求額（指定保険金額）について

ご請求額（指定保険金額）は、この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月の期間満了の日におけるご契約の換算保障額*（以下「6か月後の換算保障額」といいます。）の範囲内、かつ、同一被保険者について、通算1,000万円以内とします。

* 換算保障額

次に定める金額をいいます。

- 死亡収入保障年金の場合、年金支払期間中の死亡収入保障年金を支払うための原資となる金額
- 高度障がい収入保障年金の場合、保証期間中の高度障がい収入保障年金を支払うための原資となる金額

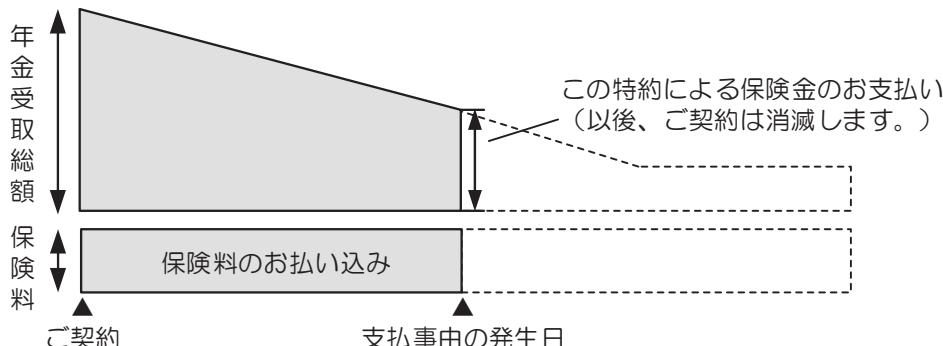
● お支払いの限度について

この特約による保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。

●この特約による保険金をお支払いした後のご契約について

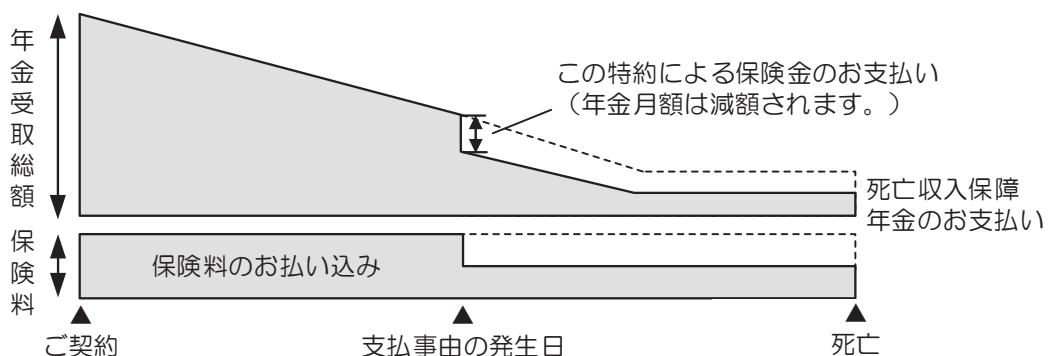
①ご請求額（指定保険金額）が6か月後の換算保障額と同額の場合

- ご契約は、この特約による保険金の支払事由発生日にさかのぼって消滅します。



②ご請求額（指定保険金額）が6か月後の換算保障額の一部の場合

- ご契約の年金月額は、6か月後の換算保障額に対するご請求額（指定保険金額）の割合に応じて減額されるものとし、減額部分の解約返戻金はありません。また、継続する部分については引き続き保険料をお払い込みいただき、その後、被保険者が死亡された場合、減額後の死亡収入保障年金を死亡収入保障年金受取人にお支払いします。



●条件付保険特約が付加された場合のお取り扱いについて

- ・主契約に条件付保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合、次の「A」から「BとCの合計額」を差し引いた金額をお支払いします。

A… 指定保険金額×この特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約に定める所定の割合
B… Aに対する6か月間の利息
C… 指定保険金額に対する6か月間の保険料相当額

――<ご注意>――

- この特約による保険金のご請求額の限度は、将来変更することがあります。
- 他のご契約に付加されたリビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等の被保険者とこの特約の被保険者が同一の場合には、リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等のご請求額も通算されます。

介護前払特約について

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、主契約の死亡保険金の将来のお支払いにかえ、その全部または一部をこの特約による介護前払保険金としてお支払いします。

支払事由	主契約の締結の際に定めた主契約の保険料払込期間の満了後* に被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度* の要介護 4 以上* に該当していると認定されていること
受取人	被保険者 ただし、ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人の場合は、ご契約者
支払金額*	ご請求額（指定保険金額）から、当社所定の利率で計算した利息* を差し引いた金額

* 主契約の保険料払込期間の満了後

主契約の保険料払込期間の満了後であっても、未払込保険料があるときは、主契約の保険料払込期間が満了していないものとみなします。

* 公的介護保険制度

介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

* 要介護 4 以上

介護前払特約の別表2「要介護 4 以上」をご覧ください。

* 支払金額

書類到着日における指定保険金額に対応する主契約の責任準備金額を下回らないものとします。

* 利息

主契約の死亡保険金の前払となる期間相当の指定保険金額に対する利息のことです。

● ご請求方法について

介護前払保険金をご請求される場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。

● ご請求額（指定保険金額）について

ご請求額（指定保険金額）は、書類到着日* における主契約の基本保険金額の範囲内、かつ、同一被保険者について、通算 3,000万円以内とします。なお、通算 3,000万円以内の判定にあたっては、書類到着日* の前日を換算基準日* とする円換算レート（支払用）で円に換算した金額を用います。

* 書類到着日

完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

* 換算基準日

換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

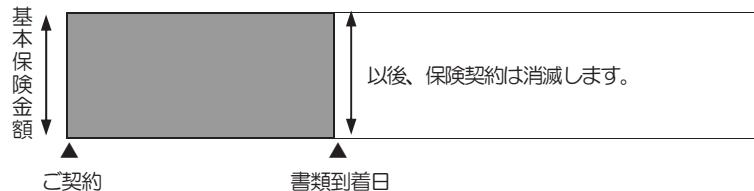
●お支払いの限度について

介護前払保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。

●介護前払保険金をお支払いした後のご契約について

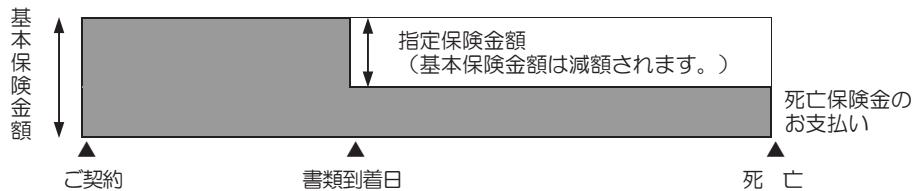
①ご請求額（指定保険金額）が主契約の基本保険金額と同額の場合

ご契約は、書類到着日* にさかのぼって消滅します。



②ご請求額（指定保険金額）が主契約の基本保険金額の一部の場合

主契約の基本保険金額は、書類到着日* にさかのぼって指定保険金額と同額の減額がなされるものとし、減額部分の解約返戻金はありません。その後、被保険者が死亡された場合、減額後の基本保険金額（責任準備金額が減額後の基本保険金額以上の場合には責任準備金額に1.01を乗じて得た金額）を死亡保険金受取人にお支払いします。



* 書類到着日

完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

＜ご注意＞

- 介護前払保険金のご請求額の限度は、将来変更することがあります。
- 保険料の自動貸付またはご契約者貸付が行われているときは、介護前払保険金の支払金額からその貸付金の元利合計額を差し引きます。
- 介護前払保険金をお支払いする前に主契約の保険金または主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による保険金の請求を受けた場合には、介護前払保険金の請求がなかったものとして取り扱い、介護前払保険金をお支払いしません。
- 介護前払保険金は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。円に換算してお支払いする場合、書類到着日の前日を換算基準日とする円換算レート（支払用）を適用します。
- 介護前払保険金を指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただけたる口座が必要となります。また、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。
- 主契約が払済保険に変更された場合または保険料のお払い込みが免除された場合でも、主契約の締結の際に定めた主契約の保険料払込期間が満了するまでは、介護前払保険金をご請求いただけません。
- 主契約の保険金または主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による保険金をお支払いしたときには、この特約は消滅します。
- この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の改正が行われた場合等で、当社が必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することができます。

保険金をお支払いできない場合について

リビング・ニーズ特約による保険金、介護前払保険金の支払事由が生じても、次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

1. 免責事由に該当した場合

給付の種類	免責事由
リビング・ニーズ特約による保険金	次のいずれかによって、支払事由が生じたとき (ア) ご契約者の故意 (イ) 被保険者の故意 (ウ) 被保険者の自殺行為 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 戦争その他の変乱
介護前払保険金	次のいずれかによって、支払事由が生じたとき (ア) ご契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 被保険者の自殺行為 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の薬物依存 (カ) 戦争その他の変乱

2. 重大事由による解除の場合

次のような事由に該当し、ご契約または特約が解除されたとき

- ①ご契約者または保険金等の受取人が、保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ②保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ③保険契約の重複により給付金等の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力* に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係* があると認められるとき

* 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

* 社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供・便宜の供与や反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることをいいます。

⑤前頁①～④のほか、当社のご契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする前頁①～④と同等の重大な事由があるとき

3. 告知義務違反による契約解除の場合

お申し込みの際に告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が解除されたとき

4. ご契約の失効の場合

保険料のお払い込みがなかったため、ご契約が効力を失ったとき

5. 詐欺による取消、不法取得目的による無効の場合

- ・詐欺によりご契約が取り消されたとき
- ・保険金・給付金等を不法に取得する目的によりご契約が無効とされたとき など

――<ご注意>――

- 戦争その他の変乱が原因で支払事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては、保険金の全額またはその一部をお支払いする場合があります。
- 重大事由によりご契約または特約を解除した場合で、前頁2. の①～⑤に定める事由が生じた後に保険金の支払事由が生じていたときは、保険金のお支払いを行いません。すでに保険金をお支払いしていたときでも、当社はその返還を請求することができます。
- 告知義務違反によりご契約または特約を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
- 詐欺または不法取得目的により、ご契約が取消または無効とされた場合は、すでにお払い込みいただいた保険料を払いもどしません。

指定代理請求特約について

この特約を付加されると、保険金等の受取人である主契約の被保険者* に自らご請求いただけない次の例のような事情が生じた場合、指定代理請求人は、主契約の被保険者の代理人として保険金等をご請求いただけます。

(例) 主契約の被保険者が自らご請求いただけない事情

- ・主契約の被保険者が保険金等を請求する意思表示ができないと当社が認めたとき
- ・主契約の被保険者が傷病名（ガン等の当社が認める傷病名の場合）を告知されていないとき
- ・主契約の被保険者が余命 6 か月以内と知らされていないとき

など

* 主契約の被保険者

大樹セレクト、おまかせセレクト、おまかせ・がんのほけんにこの特約を付加する場合は、「主契約の被保険者」を「契約の被保険者」と読み替えます。

● 対象となる保険金等について

指定代理請求人よりご請求いただける保険金等は、次のとおりです。

- ・主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金

(主な例)

- | | | |
|--------------------------------|---------------------------|--------------|
| ◆高度障がい保険金 | ◆災害高度障がい保険金 | ◆高度障がい生活保障年金 |
| ◆障がい保険金 | ◆障がい給付金 | ◆特定疾病保険金 |
| ◆特定損傷給付金 | ◆各入院給付金 | ◆入院初期給付金 |
| ◆各短期入院給付金 | ◆各手術給付金 | ◆各長期療養給付金 |
| ◆通院給付金 | ◆ファミリー保障特約等の死亡保険金・災害死亡保険金 | |
| ◆リビング・ニーズ特約による保険金 | | |
| ◆リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等による保険金 | | |

- ・主契約の被保険者と受取人が同一人である場合の満期保険金

- ・主契約の被保険者と受取人が同一人である場合の給付金

(主な例)

- | | |
|---------|----------|
| ◆ 生存給付金 | ◆ 無事故給付金 |
|---------|----------|

- ・主契約の被保険者と受取人が同一人である場合の年金

(主な例)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ◆ 年金支払特約による年金 | ◆ 年金払移行特約による年金 |
| ◆ 目標到達時円建年金払移行特約による年金 | |

- ・主契約の被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料のお払い込み免除

※すえ置かれている保険金等はご請求の対象にはなりません。

●指定代理請求人の範囲について

- ご契約者（年金商品のご加入の場合で年金開始後のときは、年金受取人）は、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。
指定代理請求人が保険金等をご請求いただく際にもこの範囲内であることが必要です。

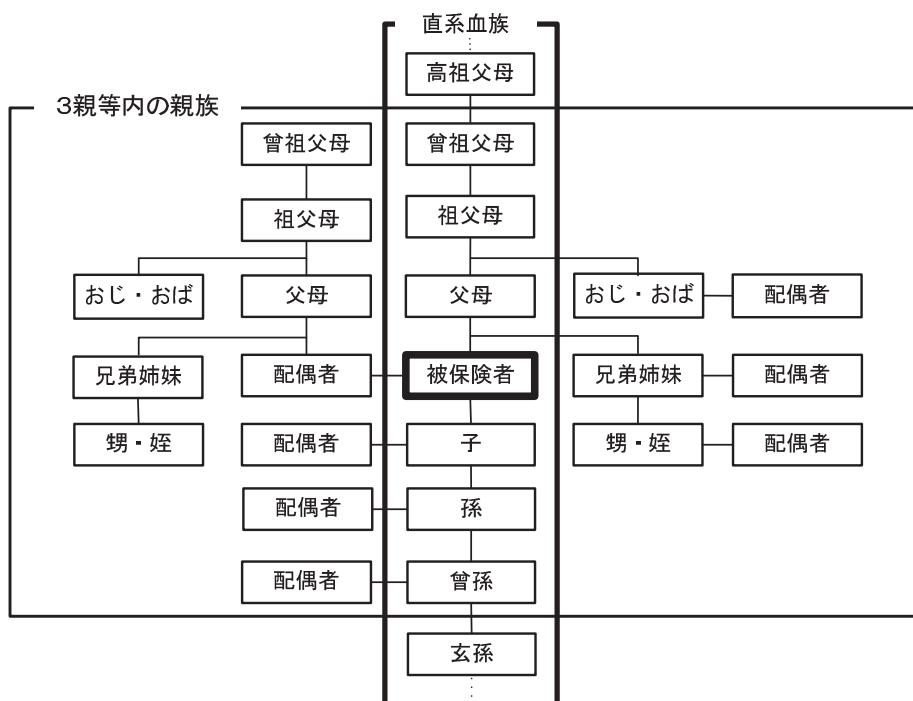
＜指定代理請求人の範囲＞

- 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - 主契約の被保険者の直系血族*（子、孫、父母、祖父母など）
 - 主契約の被保険者の3親等内の親族*（兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪など）
- 上記のほか、次の範囲内の方*で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方
- 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている方
 - 主契約の被保険者の財産管理を行っている方*
 - 主契約の死亡保険金受取人*
 - その他上記④または⑤と同等の関係にある方

*直系血族

*3親等内の親族

次の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。



*次の範囲内の方

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

*財産管理を行っている方

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。

*死亡保険金受取人

主契約の被保険者が死亡されたときにお支払いする保険金・給付金等の受取人をいい、保険種類により名称が異なります。詳しくは指定代理請求特約の特約条項をご覧ください。

- ・おまもリーフ、ゆとりにこの特約を付加する場合、前頁の＜指定代理請求人の範囲＞のうち⑥および⑦を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
⑥ 主契約の死亡保険金受取人 ⑦ その他上記④または⑤と同等の関係にある方	⑥ その他上記④または⑤と同等の関係にある方

- ・大樹マイティ、ユニティにこの特約を付加する場合、第1被保険者の指定代理請求人は第2被保険者、第2被保険者の指定代理請求人は第1被保険者となります。
- ・後継年金受取人を指定することができる年金商品にこの特約を付加する場合、前頁の＜指定代理請求人の範囲＞のうち⑥を「主契約の死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えます。
- ・ご契約者（年金商品にご加入の場合で年金開始後のときは、年金受取人）は、主契約の被保険者の同意を得て、前頁の＜指定代理請求人の範囲＞内で指定代理請求人を変更することができます。
- ・主契約の被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、主契約の死亡保険金受取人等が指定代理請求人として保険金等をご請求いただけます。

●代理請求によるお支払いについて

○指定代理請求人が保険金等をご請求される場合、次の書類をご提出いただきます。

- ・主契約の被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
- ・指定代理請求人が前頁の＜指定代理請求人の範囲＞内であることを確認するための書類
- ・その他の必要書類

○指定代理請求人が保険金等をご請求された場合、ご契約が消滅する、特約が消滅し保険料が少なくなる、あるいは保険料のお払い込みが免除されることがあります。

また、主契約の被保険者ご本人から保障内容・お支払い内容について当社にご照会があったときは、回答せざるを得ないことがあります。したがって、主契約の被保険者ご本人が、保険金等を自らご請求いただけない事情（余命6か月、ガンであること等）をお知りになることがあります。

○リビング・ニーズ特約について、複数契約の各代理人からの保険金請求額が当社の定める金額を超える場合、その超える部分はお支払いできません。

○保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して主契約の被保険者からその保険金等をご請求されてもお支払いできません。

●ご契約者が法人で保険金等の受取人となる場合について

- ・代理請求を行うことはできません。また、ご契約後、ご契約者の変更等により保険金等の受取人が法人へ変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとしてお取り扱いします。この場合には、法人の代表者からご請求をいただきます。主契約の被保険者が法人の唯一の代表者で、ご自身でこれらの保険金等の支払事由発生をご存じないか意思能力がない場合には、新たに代表者を選任いただかない限り、保険金等のご請求はできません。

●主約款や各特約条項に規定されている保険金等の代理請求について

- ・指定代理請求特約を付加した場合、主約款（主契約の普通保険約款）や各特約条項に規定されている保険金等の代理請求のお取り扱いはできなくなり、指定代理請求特約の規定に従い保険金等の代理請求のお取り扱いをします。

●スター誕生、はいはいらんどーRにこの特約を付加する場合のお取り扱い

○対象となる保険金等について

指定代理請求人よりご請求いただけける保険金等は、次のとおりです。

- ・ご契約者が受取人となる次の祝金、給付金、保険金

◆満期祝金	◆入学祝金	◆死亡給付金
◆災害死亡保険金	◆障がい給付金	◆特定損傷給付金
◆各入院給付金	◆手術給付金	◆通院給付金 など

- ・保険料のお払い込み免除

※すえ置かれている祝金等はご請求の対象にはなりません。

○指定代理請求人について

- ・ご契約者は、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。指定代理請求人が保険金等をご請求いただく際にもこの範囲内であることが必要です。

＜指定代理請求人の範囲＞

- ① ご契約者の戸籍上の配偶者
 - ② ご契約者の直系血族*（子、孫、父母、祖父母など）
 - ③ ご契約者の3親等内の親族*（兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪など）
- 上記のほか、次の範囲内の方*で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方
- ④ ご契約者と同居したまはご契約者と生計を一にしている方
 - ⑤ ご契約者の財産管理を行っている方*
 - ⑥ その他上記④または⑤と同等の関係にある方

*直系血族

*3親等内の親族

*次の範囲内の方

*財産管理を行っている方

前々頁をご覧ください。なお、直系血族および3親等内の親族のご確認にあたっては、図中の「被保険者」を「ご契約者」と読み替えてください。

- ・名義変更またはご契約者の死亡によりご契約者が変更された場合、この特約は消滅します。

〈ご注意〉

- 指定代理請求人に次のような事情が生じた場合は、指定代理請求人を変更していくだく必要がりますので、すみやかに当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。
 - ・死亡されたとき
 - ・指定代理請求人の要件を満たさなくなったとき
 - ・主契約の被保険者（スター誕生、はいはいらんどーRの場合は、ご契約者。以下、この〈ご注意〉において同じとします。）の代理人として保険金等を請求する意思表示ができなくなったとき
- 指定代理請求人はあくまでも保険金等を主契約の被保険者の代理で請求できる方であり、保険金等の受取人は主契約の被保険者ご自身となります。
- 保険金等を指定代理請求人のご請求によりお支払いした場合、当社はご契約者または主契約の被保険者にその旨のご連絡をいたしません。したがって、ご契約者または主契約の被保険者の承諾なしにご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 故意に保険金等の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金等を主契約の被保険者が請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人として保険金等をご請求いただけません。

代表者請求特約について

入院給付金等の受取人は原則として被保険者ご本人となっており、入院給付金等のご請求前に被保険者が亡くなられた場合、相続人様から書類や印鑑を取り付けるなどお手続きが煩雑な場合があります。

ご契約に代表者請求特約を付加されると、そのような場合における入院給付金等のご請求について、死亡保険金受取人等が被保険者の法定相続人の代表者として、給付金等をご請求いただくことができます。

●代表者による請求について

給付金等の受取人が主契約の被保険者の場合で、主契約の被保険者の死亡後の給付金等の請求については、主契約の被保険者の法定相続人のうち、次の順位で定まる代表者から請求を行ってください。

- ①主契約の死亡保険金受取人
- ②主契約に付加されている指定代理請求特約において指定されている指定代理請求人（請求時において、指定代理請求人に指定された者が、指定代理請求人の要件を満たしていることが必要です。）
- ③配偶者
- ④法定相続人の協議により定めた者

●代表者による請求の対象となる給付金等について

主契約の被保険者の法定相続人のうち、上記により定まった代表者による請求の対象となる給付金等は次のとおりです。

- ◆障がい給付金 ◆特定損傷給付金 ◆各入院給付金
- ◆各手術給付金 ◆各放射線治療給付金 ◆各長期療養給付金
- ◆入院初期給付金 ◆各短期入院給付金 ◆通院給付金 ◆退院給付金 等

<ご注意>

- 故意に給付金などの支払事由を生じさせた者または故意に主契約の被保険者を死亡させた者は、主契約の被保険者の法定相続人の代表者としてのお取り扱いを受けることができません。
- 対象となる給付金等が支払われる特約がご契約に付加されていない場合、この特約は付加できません。
- ご契約者が法人で、死亡保険金受取人となる場合、この特約は付加できません。また、ご契約者または死亡保険金受取人の変更により、ご契約者が法人で死亡保険金受取人となる場合もこの特約は付加できません。
- ファミリー保障特約など、ご家族を保障する特約の各給付金は、代表者による請求の対象とはなりません。

お手続きに必要な書類について

保険金などのご請求に必要な書類は、主約款および特約条項の別表「請求書類」に記載しております。

ただし、記載以外の書類のご提出を求めたり、または記載書類の一部省略のお取り扱いをすることがありますので、諸手続きが必要な場合には、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご相談ください。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

約 款

(大樹セレクト、おまかせセレクト用)

リビング・ニーズ特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当保障セレクト保険契約に付加することにより、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金または死亡収入保障年金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、この特約による保険金として支払うことを主な内容とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 契約	保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	無配当保障セレクト保険普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 契約の締結の際にこの特約を付加したとき	契約の責任が開始した時
(2) 契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 第②項の規定にかかわらず、契約に引受基準緩和型終身保険特約016が付加される場合、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時から引受基準緩和型終身保険特約016に関するこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 引受基準緩和型終身保険特約016の締結の際にこの特約が既に付加されているとき	引受基準緩和型終身保険特約016の締結日からその日を含めて1年を経過した時
(2) 引受基準緩和型終身保険特約016の締結日からその日を含めて1年以内にこの特約の付加を会社が承諾したとき	会社が承諾した時
(3) 引受基準緩和型終身保険特約016の締結日からその日を含めて1年を経過した時以後にこの特約の付加を会社が承諾したとき	会社が承諾した時

- ④ 契約の締結後、この特約が契約に付加された場合、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条 (この特約による保険金の支払)

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、契約に付加されている次の各号に掲げる特約（以下「定期保険特約016等」といいます。）の特約保険金額の合計額（以下「指定対象保険金額」といいます。）の範囲内、かつ、会社所定の金額の範囲内でこの特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）をこの特約による保険金として、この特約による保険金受取人に支払います。ただし、この特約による保険金の支払事由の発生日

(被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。) からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額を差し引くものとします。

- (1) 定期保険特約016
 - (2) 終身保険特約016
 - (3) 生存給付金付定期保険特約016
 - (4) 特定疾病保障特約016
 - (5) 介護保障特約016
 - (6) 総合障害保障特約016
 - (7) 引受基準緩和型終身保険特約016 (第2条 (特約の締結および責任開始時) 第③項でこの特約上の責任を開始しているものに限ります。)
 - (8) 収入保障保険特約016
 - (9) 特定疾病保障特約020
 - (10) 総合障害保障特約020
- ② 第①項の適用にあたり、次の各号に掲げる特約については、それぞれに定める金額を第①項に定める特約保険金額とみなします。
- (1) 収入保障保険特約016
この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月の期間満了の日における収入保障保険特約016の換算保障額
 - (2) 特定疾病保障特約020および総合障害保障特約020
特約保険金額。ただし、すでに特定生活習慣病給付金が支払われている場合は特約保険金額の90%相当額。
- ③ 第①項の場合、この特約による保険金の支払事由の発生日において、定期保険特約016等の保険期間満了時 (各特約条項の規定により、特約が更新されるときを除きます。) までの期間が1年以内であるときは、その特約の特約保険金額は指定対象保険金額に算入しません。
- ④ この特約による保険金受取人は傷害疾病給付受取人とします。
- ⑤ 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われたときには、定期保険特約016等は、この特約による保険金の支払事由の発日にさかのぼって、消滅するものとします。
- ⑥ 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われたときには、定期保険特約016等の特約保険金額等は、この特約による保険金の支払事由の発日にさかのぼって、 $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{指定対象保険金額}}$ の割合を乗じた金額の減額がなされたものとします。
- ⑦ 第⑥項の規定を適用する場合で、適用後の定期保険特約016等の特約保険金額等が会社の定める範囲外となるときは、会社の定める方法により減額します。
- ⑧ 第⑥項および第⑦項の場合、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑨ この特約による保険金の支払がなされる前に定期保険特約016等の特約条項に定める死亡保険金、災害死亡保険金、高度障害保険金、死亡収入保障年金または高度障害収入保障年金 (以下、本条において「死亡保険金等」といいます。) の請求を受けた場合には、会社は、この特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約による保険金を支払いません。
- ⑩ この特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、死亡保険金等の請求を受けても、指定保険金額分に対応する死亡保険金等については、これを支払いません。
- ⑪ この特約による保険金の支払がなされる前に次の各号に掲げる保険金等の請求を受けた場合には、第①項の規定にかかわらず、その特約の特約保険金額は、指定対象保険金額に算入しません。
- (1) 特定疾病保障特約016に定める特定疾病保険金
 - (2) 介護保障特約016に定める介護保障保険金
 - (3) 総合障害保障特約016に定める障害保険金
 - (4) 特定疾病保障特約020に定める特定疾病保険金または特定生活習慣病給付金

- (5) 総合障害保障特約020に定める障害保険金または特定生活習慣病給付金
- (12) この特約による保険金が支払われた場合は、その後、次の各号に掲げる保険金等の請求を受けても、第⑥項の規定により減額された特約保険金額部分（特定生活習慣病給付金の場合は、減額された特約保険金額部分の10%相当額）については、これを支払いません。
 - (1) 特定疾病保障特約016に定める特定疾病保険金
 - (2) 介護保障特約016に定める介護保障保険金
 - (3) 総合障害保障特約016に定める障害保険金
 - (4) 特定疾病保障特約020に定める特定疾病保険金または特定生活習慣病給付金
 - (5) 総合障害保障特約020に定める障害保険金または特定生活習慣病給付金

第4条（この特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（この特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、この特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、この特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（この特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① この特約による保険金受取人は、この特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。
- ② この特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の復活）

- ① 契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

第3条（この特約による保険金の支払）の保険金を支払った場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第10条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 主約款に定めるほか、会社は、被保険者がこの特約による保険金の支払事由に該当した後でも、定期保険特約016等を解除することができます。この場合、主約款の契約または特約を解除できない場合の規定を準用します。
- ③ 第②項の場合、会社は、指定保険金額のうち解除した定期保険特約016等にかかる部分についてこの特約による保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、この特約の保険金の支払事由が解除の原因となった事実によらな

かつたことを、契約者、この特約による保険金の受取人または被保険者が証明したときには、会社は、この特約の保険金を支払います。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（管轄裁判所）

この特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第14条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第15条（契約に災害割増特約016等が付加されている場合の取扱）

契約に次の各号に掲げる特約（以下「災害割増特約016等」といいます。）が付加されている場合で、この特約による保険金が支払われることにより定期保険特約016等の特約保険金額または特約年金月額が減額されたときには、災害割増特約016等は減額されないものとします。

- (1) 災害割増特約016
- (2) 傷害特約016

第16条（定期保険特約016等に死亡保障等条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

定期保険特約016等に死亡保障等条件付保険特約が付加されている場合、会社は、死亡保障等条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（この特約による保険金の支払）第①項の規定にかかわらず、指定保険金額のうち死亡保障等条件付保険特約が付加されている定期保険特約016等にかかる部分についてこの特約による保険金の支払事由の発生日における死亡保障等条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、第(1)号の規定により計算される金額に対するこの特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の利息および指定保険金額に対する保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額を差し引くものとします。

第17条（主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用）

主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（この特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約016等が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約016等の特約保険金額または特約年金月額が減額されたものとして、主約款の規定を準用します。

（2023年10月改定）

別表

請求書類

項目	必要書類
1 この特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本 (5) 傷害疾病給付受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることができます。	

(ペクトルX用)

リビング・ニーズ特約

(この特約の目的)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金または死亡収入保障年金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条 (本特約による保険金の支払)

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約に付加されている次の各号に掲げる特約（以下「定期保険特約2007等」といいます。）のうち第(1)号から第(6)号までの特約の特約保険金額および本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月の期間満了の日における第(7)号の特約の換算保障額の合計額（以下「指定対象保険金額」といいます。）の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。

(1) 定期保険特約 2007	(5) 介護保障特約 2007 A
(2) 終身保険特約 2007	(6) 総合障害保障特約 2007 A
(3) 特定疾病保障特約 2007 A	(7) 収入保障保険特約 2014
(4) 災害疾病障害保障特約 2007 A	
- ② 第①項の場合、本特約による保険金の支払事由の発生日において、定期保険特約2007等の保険期間満了時（各特約条項の規定により、特約が更新されるときを除きます。）までの期間が1年以内であるときは、その特約の特約保険金額は指定対象保険金額に算入しません。
- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契

約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者) とし、それ以外の者に変更することはできません。

- ⑤ 主契約が終身保障に移行された場合、終身保障移行後契約の特約保険金額を指定対象保険金額とします。
- ⑥ 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、定期保険特約2007等および終身保障移行後契約は消滅するものとします。
- ⑦ 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われたときには、定期保険特約2007等および終身保障移行後契約は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、 $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{指定対象保険金額}}$ の割合を乗じた金額の減額がなされたものとします。
- ⑧ 第⑦項の規定により減額される場合で、定期保険特約2007等および終身保障移行後契約の特約保険金額等が会社の定める範囲外となるときは、会社の定める方法により減額します。
- ⑨ 第⑦項および第⑧項の場合、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑩ 本特約による保険金の支払がなされる前に定期保険特約2007等および終身保障移行後契約の特約条項に定める死亡保険金、高度障害保険金、死亡収入保障年金または高度障害収入保障年金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑪ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、定期保険特約2007等および終身保障移行後契約の特約条項に定める保険金または収入保障年金の請求を受けても、指定保険金額分に対応する保険金または収入保障年金については、これを支払いません。
- ⑫ 本特約による保険金の支払がなされる前に次の各号に掲げる保険金の請求を受けた場合は、第①項の規定にかかわらず、その特約の特約保険金額は、指定対象保険金額に算入しません。
 - (1) 特定疾病保障特約2007 Aに定める特定疾病保険金
 - (2) 災害疾病障害保障特約2007 Aに定める災害疾病障害保険金
 - (3) 介護保障特約2007 Aに定める特定介護保険金
 - (4) 総合障害保障特約2007 Aに定める障害保険金
- ⑬ 本特約による保険金が支払われた場合は、その後、次の各号に掲げる保険金の請求を受けても、第⑦項の規定により減額された特定疾病保障特約2007 A、災害疾病障害保障特約2007 A、介護保障特約2007 Aまたは総合障害保障特約2007 Aの特約保険金額部分については、これを支払いません。
 - (1) 特定疾病保障特約2007 Aに定める特定疾病保険金
 - (2) 災害疾病障害保障特約2007 Aに定める災害疾病障害保険金
 - (3) 介護保障特約2007 Aに定める特定介護保険金
 - (4) 総合障害保障特約2007 Aに定める障害保険金

第4条 (本特約による保険金を支払わない場合)

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条 (本特約による保険金の支払) 第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条 (本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所)

- ① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類(別表)を提出して、保険金を請求してください。
- ② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第10条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 定期保険特約2007等および終身保障移行後契約の特約条項に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後でも、定期保険特約2007等および終身保障移行後契約を解除することができます。この場合、定期保険特約2007等および終身保障移行後契約の特約条項の契約を解除できない場合の規定を準用します。
- ③ 第②項の場合、会社は、指定保険金額のうち解除した定期保険特約2007等および終身保障移行後契約にかかる部分について本特約による保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、本特約の保険金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、本特約による保険金の受取人または被保険者が証明したときには、会社は、本特約の保険金を支払います。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（契約者配当金）

会社は、主契約が終身保障に移行された後、本特約による保険金が支払われる場合の指定保険金額に対する部分についての契約者配当金を、終身保障移行特約の特約条項を準用して支払います。

第14条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第16条（主契約に災害割増特約2007等が付加されている場合の取扱）

主契約に次の各号に掲げる特約（以下「災害割増特約2007等」といいます。）が付加されている場合で、本特約による保険金が支払われることにより定期保険特約2007等の特約保険金額または特約年金月額が減額されたときには、災害割増特約2007等は減額されないものとします。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 災害割増特約2007 | (10) ストレス性疾病入院特約2007 |
| (2) 傷害特約2007 | (11) 総合入院特約2011 |
| (3) 特定損傷特約2007 | (12) 生活習慣病入院特約2011 |
| (4) 総合入院特約2007 | (13) ガン入院特約2011 |
| (5) 災害入院特約2007 | (14) 女性疾病入院特約2011 |
| (6) 疾病入院特約2007 | (15) 総合医療特約2014 |
| (7) 生活習慣病入院特約2007 | (16) 生活習慣病医療特約2014 |
| (8) ガン入院特約2007 | (17) ガン医療特約2014 |
| (9) 女性疾病入院特約2007 | (18) 女性疾病医療特約2014 |

第17条（定期保険特約2007等に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

定期保険特約2007等に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項の規定にかかわらず、指定保険金額のうち条件付保険特約が付加されている定期保険特約2007等にかかる部分について本特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号の規定により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。

第18条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）

契約日が平成22年3月2日以後の主契約にこの特約を付加する場合、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第⑥項および同条第⑦項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約2007等および終身保障移行後契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約2007等および終身保障移行後契約の保険金額または特約年金月額が減額されたものとして、主約款の規定を準用します。

（2023年10月改定）

別表

請求書類

項目	必要書類
1 本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることができます。	

(ザ・ベクトル用)

リビング・ニーズ特約

(この特約の目的)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に附加して締結します。
- ② 会社がこの特約の附加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を附加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を附加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に附加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条 (本特約による保険金の支払)

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約に附加されている次の各号に掲げる特約（以下「定期保険特約等」といいます。）の特約保険金額（通常定期保険特約については、本特約による保険金の支払事由の発生日における特約保険金額。以下同じとします。）の合計額（以下「指定対象保険金額」といいます。）の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 定期保険特約 | (7) 終身保険特約 |
| (2) 介護保障定期保険特約 | (8) 介護保障終身保険特約 |
| (3) 特定疾病保障定期保険特約 | (9) 特定疾病保障終身保険特約 |
| (4) 疾病障害保障定期保険特約 | (10) 疾病障害保障終身保険特約 |
| (5) 通常定期保険特約 | (11) 総合障害終身保険特約 |
| (6) 総合障害定期保険特約 | |

- ② 第①項の場合、本特約による保険金の支払事由の発生日において、定期保険特約等の保険期間満了時（各特約条項の規定により、特約が更新されるときを除きます。）までの期間が1年以内であるときは、その特約の特約保険金額を指定対象保険金額に算入しません。

- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約が終身保障に移行された場合、終身保障移行後契約の特約保険金額を指定対象保険金額とします。
- ⑥ 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、定期保険特約等および終身保障移行後契約は消滅するものとします。
- ⑦ 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われたときには、定期保険特約等および終身保障移行後契約は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、 $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{指定対象保険金額}}$ の割合を乗じた金額の減額がなされたものとします。
- ⑧ 第⑦項の規定により減額される場合で、定期保険特約等および終身保障移行後契約の特約保険金額等が会社の定める範囲外となるときは、会社の定める方法により減額します。
- ⑨ 第⑦項および第⑧項の場合、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑩ 本特約による保険金の支払がなされる前に定期保険特約等および終身保障移行後契約の特約条項に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑪ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、定期保険特約等および終身保障移行後契約の特約条項に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。
- ⑫ 本特約による保険金の支払がなされる前に次の各号に掲げる保険金の請求を受けた場合は、第①項の規定にかかわらず、その特約の特約保険金額は、指定対象保険金額に算入しません。
 - (1) 介護保障定期保険特約または介護保障終身保険特約に定める介護保険金
 - (2) 特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約に定める特定疾病保険金
 - (3) 疾病障害保障定期保険特約または疾病障害保障終身保険特約に定める疾病障害保険金
 - (4) 総合障害定期保険特約または総合障害終身保険特約に定める障害保険金
- ⑬ 本特約による保険金が支払われた場合は、その後、次の各号に掲げる保険金の請求を受けても、第⑦項の規定により減額された介護保障定期保険特約もしくは介護保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは特定疾病保障終身保険特約、疾病障害保障定期保険特約もしくは疾病障害保障終身保険特約または総合障害定期保険特約もしくは総合障害終身保険特約の特約保険金額部分については、これを支払いません。
 - (1) 介護保障定期保険特約または介護保障終身保険特約に定める介護保険金
 - (2) 特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約に定める特定疾病保険金
 - (3) 疾病障害保障定期保険特約または疾病障害保障終身保険特約に定める疾病障害保険金
 - (4) 総合障害定期保険特約または総合障害終身保険特約に定める障害保険金

第4条（本特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（本特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第10条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 定期保険特約等および終身保障移行後契約の特約条項に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後でも、定期保険特約等および終身保障移行後契約を解除することができます。この場合、定期保険特約等および終身保障移行後契約の特約条項の契約を解除できない場合の規定を準用します。
- ③ 第②項の場合、会社は、指定保険金額のうち解除した定期保険特約等および終身保障移行後契約にかかる部分について本特約による保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、本特約の保険金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、本特約による保険金の受取人または被保険者が証明したときには、会社は、本特約の保険金を支払います。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（契約者配当金）

会社は、主契約が終身保障に移行された後、本特約による保険金が支払われる場合の指定保険金額に対する部分についての契約者配当金を、終身保障移行特約の特約条項を準用して支払います。

第14条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第16条（主契約に災害割増特約等が付加されている場合の取扱）

主契約に次の各号に掲げる特約（以下「災害割増特約等」といいます。）が付加されている場合で、本特約による保険金が支払われることにより定期保険特約等の特約保険金額が減額されたときには、災害割増特約等は減額されないものとします。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 災害割増特約 | (9) 成人病入院特約（終身型） |
| (2) 傷害特約 | (10) ガン入院特約 |
| (3) 特定損傷特約 | (11) 新ガン入院特約 |
| (4) 災害入院特約 | (12) 新ガン入院特約（終身型） |
| (5) 災害入院特約（終身型） | (13) 女性疾病入院特約 |
| (6) 疾病入院特約 | (14) 新女性疾病入院特約 |
| (7) 疾病入院特約（終身型） | (15) 新女性疾病入院特約（終身型） |
| (8) 成人病入院特約 | |

第17条（定期保険特約等に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

定期保険特約等に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項の規定にかかわらず、指定保険金額のうち条件付保険特約が付加されている定期保険特約等にかかる部分について本特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号の規定により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。

第18条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）

契約日が平成22年3月2日以後の主契約にこの特約を付加する場合、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第⑥項および同条第⑦項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約等および終身保障移行後契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約等および終身保障移行後契約の保険金額が減額されたものとして、主約款の規定を準用します。

（2023年10月改定）

別表

請求書類

項目	必要書類
1 本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることができます。	

(ドリームクルーズワイド用)

リビング・ニーズ特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）契約に付加することにより、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、この特約による保険金として支払うことを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 合計保険金額	主契約の基本保険金額および総合障害保障特約016（外貨建）の特約保険金額の合計額をいいます。
(5) 指定保険金額	主契約の基本保険金額の範囲内、かつ、会社所定の金額の範囲内で、この特約による保険金受取人が指定した金額をいいます。

第2条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（この特約による保険金の支払）

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、次の各号に定める金額をこの特約による保険金として、この特約による保険金受取人に支払います。ただし、次の各号に定める金額から、会社の定める方法により計算したこの特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
 - (1) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額未満の場合
指定保険金額
 - (2) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合
この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額の1.01倍相当額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$ の割合を乗じて得た金額。ただし、会社所定の金額の範囲内であることを必要とします。
- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、

その貸付金の元利合計額を支払うべき金額から差し引くものとします。

- ③ この特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、この特約による保険金受取人は契約者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。
- ⑥ 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の基本保険金額は指定保険金額と同額の減額がなされたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑦ この特約による保険金の支払がなされる前に主契約の保険金の請求を受けた場合には、会社は、この特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約による保険金を支払いません。
- ⑧ この特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主契約の保険金の請求を受けても、第①項第(1)号または第(2)号に定める金額分については、これを支払いません。

第4条（この特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（この特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、この特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、この特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（この特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① この特約による保険金受取人は、この特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。
- ② この特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（この特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第10条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者がこの特約による保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（管轄裁判所）

この特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第16条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（この特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、第3条（この特約による保険金の支払）第①項第(1)号または第(2)号に定める金額にこの特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算したこの特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。
- (3) 特別保険料領収法が適用されている場合は、第3条（この特約による保険金の支払）第①項第(1)号および第(2)号に定める主契約の責任準備金額に、特別の保険料に対する責任準備金額を合算します。

第17条（主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用）

主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（この特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の基本保険金額が指定保険金額と同額の減額をされたものとして、主約款の規定を準用します。

第18条（主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合の取扱）

主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 第1条（用語の意義）第(5)号を次のとおり読み替えて適用します。

用語	意義
(5) 指定保険金額	合計保険金額の範囲内、かつ、会社所定の金額の範囲内で、この特約による保険金受取人が指定した金額をいいます。

- (2) 第3条（この特約による保険金の支払）を次のとおり読み替えて適用します。

第3条（この特約による保険金の支払）

① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、次の各号に定める金額をこの特約による保険金として、この特約による保険金受取人に支払います。ただし、次の各号に定める金額から、会社の定める方法により計算したこの特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。

- (1) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額未満、かつ、この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金額が特約保険金額未満の場合

指定保険金額

- (2) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額未満、かつ、この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金額が特約保険金額以上の場合

主契約の基本保険金額およびこの特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金額の1.01倍相当額

指定保険金額
の合計額に合計保険金額の割合を乗じて得た金額。ただし、会社所定の金額の範囲内であることを必要とします。

- (3) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上、かつ、この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金額が特約保険金額未満の場合

この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額の1.01倍相当額および総合障害保障特約016（外貨建）の特約保険金額の合計額に合計保険金額の割合を乗じて得た金額。ただし、会社所定の金額の範囲内であることを必要とします。

- (4) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上、かつ、この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金額が特約保険金額以上の場合

この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額の1.01倍相当額およびこの特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金額の1.01倍相

当額の合計額に 指定保険金額 の割合を乗じて得た金額。ただし、会社所定の金額の範囲内であることを必要とします。

- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときは、会社は、その貸付金の元利合計額を支払うべき金額から差し引くものとします。
- ③ この特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、この特約による保険金受取人は契約者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 合計保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約および総合障害保障特約016（外貨建）は消滅するものとします。
- ⑥ 合計保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の基本保険金額および総合障害保障特約016（外貨建）の特約保険金額は、それぞれ 指定保険金額 の割合を乗じて得た金額の減額がなされたものとします。
- ⑦ 第⑥項の規定により減額される場合で、主契約の基本保険金額または総合障害保障特約016（外貨建）の特約保険金額が会社の定める範囲外となるときには、会社の定める方法により減額します。
- ⑧ 第⑥項および第⑦項の場合、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑨ この特約による保険金の支払がなされる前に主契約または総合障害保障特約016（外貨建）の保険金の請求を受けた場合には、会社は、この特約による保険金の請求がなかつたものとして取り扱い、この特約による保険金を支払いません。
- ⑩ この特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主契約または総合障害保障特約016（外貨建）の保険金の請求を受けても、第⑥項および第⑦項の規定により減額された主契約の基本保険金額部分および総合障害保障特約016（外貨建）の特約保険金額部分については、これを支払いません。

- (3) 第16条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）を次のとおり読み替えて適用します。

第16条（主契約または総合障害保障特約016（外貨建）に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約または総合障害保障特約016（外貨建）に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（この特約による保険金の支払）第①項および第18条（主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合の取扱）第②号による読み替え後の第3条（この特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、この特約による保険金として支払う金額の計算にあたっては、この特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じます。
- (2) 第①号の場合、会社の定める方法により計算したこの特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第①号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。
- (3) 特別保険料領収法が適用されている場合は、第18条（主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合の取扱）第②号による読み替え後の第3条（この特約による保険金の支払）第①項第①号から第④号に定める主契約または総合障害保障特約016（外貨建）の責任準備金額に、特別の保険料に対する責任準備金額を合算します。

- (4) 第17条（主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用）を次のとおり読み替えて適用します。

第17条（主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用）

主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第18条（主契約に総合障害保障特約016（外貨建）が付加されている場合の取扱）第②号による読み替え後の第3条（この特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 合計保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約および総合障害保障特約016（外貨建）が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 合計保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の基本保険金額および総合障害保障特約016（外貨建）の特約保険金額は、それぞれ $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{合計保険金額}}$ の割合を乗じて得た金額の減額がなされたものとして、主約款の規定を準用します。

(2023年10月改定)

別表

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 この特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) この特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) この特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることができます。	

(ドリームクルーズ、ドリームクルーズプラス用)

リビング・ニーズ特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）契約に付加することにより、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（本特約による保険金の支払）

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、次の各号に定める金額を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、次の各号に定める金額から、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。

- (1) 本特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額未満の場合

主契約の基本保険金額の範囲内、かつ、会社所定の金額の範囲内で、本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）

- (2) 本特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合

本特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額の1.01倍相当額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$ の割合を乗じた金額。ただし、会社所定の金額の範囲内であることを必要とします。

- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付元利金を支払うべき金額から差し引くものとします。

- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。
- ⑥ 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の基本保険金額は指定保険金額と同額の減額がなされたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑦ 本特約による保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑧ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主約款に定める保険金の請求を受けても、第①項第(1)号または第(2)号に定める金額分については、これを支払いません。

第4条（本特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（本特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第10条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除す

るものとします。

- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第16条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、第3条（本特約による保険金の支払）第①項第(1)号または第(2)号に定める金額に本特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。
- (3) 特別保険料領収法が適用されている場合は、第3条（本特約による保険金の支払）第①項第(1)号および第(2)号に定める主契約の責任準備金額に、特別の保険料に対する責任準備金額を合算します。

第17条（主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用）

主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の基本保険金額が指定保険金額と同額の減額をされたものとして、主約款の規定を準用します。

(2023年10月改定)

別表

請求書類

項目	必要書類
1 本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。	

(ドリームロードステップ、ドリームロード用)

リビング・ニーズ特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険契約に付加することにより、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを主な内容とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条 (本特約による保険金の支払)

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）における主契約の基本保険金額（主契約の契約の型がI型の場合で、契約日からその日を含めて5年経過後のときは、

$$\text{主契約の基本保険金額} + \text{主契約の基本保険金額} \times \text{増加割合}$$

の式で計算した金額。以下、第②項において同じとします。）の範囲内、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息を差し引くものとします。

- ② 本特約による保険金の支払事由の発生日における主契約の責任準備金額または解約返戻金額のいづれか大きい金額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$ の割合を乗じて得た金額が、指定保険金額から第①項に定める利息を差し引いた金額を上回るときには、会社は、第①項の規定にかかわらず、その主契約の責任準備金額または解約返戻金額のいづれか大きい金額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$ の割合

を乗じて得た金額を、本特約による保険金として支払います。

- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約の基本保険金額（主契約の契約の型がI型の場合で、本特約による保険金の支払事由の発生日が契約日からその日を含めて5年経過後のときは、

$$\boxed{\text{主契約の基本保険金額} + \text{主契約の基本保険金額} \times \text{増加割合}}$$

の式で計算した金額）の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。

- ⑥ 主契約の基本保険金額（主契約の契約の型がI型の場合で、本特約による保険金の支払事由の発生日が契約日からその日を含めて5年経過後のときは、

$$\boxed{\text{主契約の基本保険金額} + \text{主契約の基本保険金額} \times \text{増加割合}}$$

の式で計算した金額）の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の基本保険金額は、次の各号に定める金額と同額の減額がなされたものとし、主契約の生存給付金額は、会社の定める方法により減額されるものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。

(1) 主契約の契約の型がI型の場合

- (ア) 本特約による保険金の支払事由の発生日が契約日からその日を含めて5年以内のとき

指定保険金額

- (イ) 本特約による保険金の支払事由の発生日が契約日からその日を含めて5年経過後のとき

次の式で計算した金額

$$\boxed{\text{主契約の基本保険金額} \times \frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額} + \text{主契約の基本保険金額} \times \text{増加割合}}}$$

(2) 主契約の契約の型がII型の場合

指定保険金額

- ⑦ 第⑤項または第⑥項の規定により、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって主契約が消滅した場合は主契約の生存給付金額が減額された場合で、本特約による保険金の支払事由の発生日以後に支払われた生存給付金および利息があるときには、会社は、その金額（第⑥項の規定により生存給付金額が減額されることとなった場合は、減額された部分に対応する金額とします。）を本特約による保険金から差し引きます。
- ⑧ 本特約による保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑨ 本特約による保険金の支払がなされる前に目標到達時円建年金払移行特約の規定により主契約が円による年金の支払へ移行した場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑩ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主約款に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。

第4条（本特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（本特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。この場合、本特約による保険金の支払事由の発生日において、主契約の残りの保険期間が1年以内であるときは、本特約による保険金の請求はできません。
- ② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第8条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 目標到達時円建年金払移行特約の規定により主契約が円による年金の支払へ移行したとき

第9条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第10条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第11条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第12条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第13条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第14条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（2023年10月改定）

別表

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2 特約の解約 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることができます。	

(収入保障保険－M用)

リビング・ニーズ特約

(この特約の目的)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡収入保障年金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条 (本特約による保険金の支払)

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月の期間満了の日における主契約の換算保障額（以下「主契約の換算保障額」といいます。）の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
- ② 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ③ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡収入保障年金受取人（死亡収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第②項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ④ 主契約の換算保障額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。
- ⑤ 主契約の換算保障額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の年金月額は主契約の換算保障額に対する指定保険金額の割合に応じて減額がなされたものとします。

- ⑥ 本特約による保険金の支払がなされる前に主約款に定める収入保障年金の請求を受けた場合は、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑦ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主約款に定める収入保障年金の請求を受けても、指定保険金額分に対応する収入保障年金については、これを支払いません。

第4条 (本特約による保険金を支払わない場合)

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条 (本特約による保険金の支払) 第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条 (本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所)

- ① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類(別表)を提出して、保険金を請求してください。この場合、本特約による保険金の支払事由の発生日において、主契約の残りの保険期間が1年以内であるときは、本特約による保険金の請求はできません。
- ② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条 (特約保険料の払込)

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条 (特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条 (特約の解約)

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類(別表)を提出してください。

第9条 (特約の消滅)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条 (本特約による保険金の支払) の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約の収入保障年金の支払事由が発生したとき

第10条 (払いもどし金)

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条 (告知義務違反による解除)

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条 (重大事由による解除)

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条 (契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第16条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、指定保険金額に本特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。

第17条（本特約による保険金の支払に伴う主契約の消滅に関する特則）

本特約による保険金が支払われた場合、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第④項および同条第⑤項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約の換算保障額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 主契約の換算保障額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の年金月額が主契約の換算保障額に対する指定保険金額の割合に応じて減額をされたものとして、主約款の規定を準用します。

(2023年10月改定)

別表

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることができます。	

(定期保険－M用)

リビング・ニーズ特約

(この特約の目的)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条 (本特約による保険金の支払)

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約の保険金額の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付元利金を支払うべき金額から差し引くものとします。
- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。
- ⑥ 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の保険金額は指定保険金

額と同額の減額がなされたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。

⑦ 本特約による保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。

⑧ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主約款に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。

第4条（本特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（本特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

(1) 契約者の故意

(2) 被保険者の故意または自殺行為

(3) 被保険者の犯罪行為

(4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。この場合、本特約による保険金の支払事由の発生日において、主契約の残りの保険期間（主約款の規定により更新される場合を除きます。）が1年以内であるときは、本特約による保険金の請求はできません。

② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の復活）

① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条（特約の復旧）

① 主契約の復旧請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

(1) 第3条（本特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき

(2) 主契約が消滅したとき

(3) 主契約が延長保険に変更されたとき

第11条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条（告知義務違反による解除）

① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。

② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該

当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条（契約者配当金）

本特約による保険金が支払われる場合の指定保険金額に対する部分についての契約者配当金はありません。

第15条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第16条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第17条（主契約に定期保険条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に定期保険条件付保険特約が付加されている場合、会社は、定期保険条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、指定保険金額に本特約による保険金の支払事由の発生日における定期保険条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。

第18条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）

契約日が平成22年3月2日以後の主契約にこの特約を付加する場合、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の保険金額が指定保険金額と同額の減額をされたものとして、主約款の規定を準用します。

第19条（無配当定期保険に付加する場合の特則）

- ① この特約が無配当定期保険契約に適用されるときは、無配当定期保険契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も無配当定期保険契約とともに更新されます。
- ② 主契約に次の各号に掲げる特約（以下「災害割増特約2007等」といいます。）が付加されている場合で、本特約による保険金が支払われることにより、主契約が減額されたときには、災害割増特約2007等は減額されないものとします。
 - (1) 災害割増特約2007
 - (2) 傷害特約2007

③ 主契約に次の(a)から(i)に掲げる特約（以下「災害入院特約2007等」といいます。）が付加されている場合、災害入院特約2007等について、次の各号に定めるところによるほかは、各特約条項に定めるとおり取り扱います。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (a) 災害入院特約2007 | (f) 総合入院特約2011 |
| (b) 疾病入院特約2007 | (g) 生活習慣病入院特約2011 |
| (c) 生活習慣病入院特約2007 | (h) ガン入院特約2011 |
| (d) ガン入院特約2007 | (i) 女性疾病入院特約2011 |
| (e) 女性疾病入院特約2007 | |

- (1) 本特約による保険金が支払われることにより、主契約が減額された場合、災害入院特約2007等の入院給付日額は減額されないものとします。
- (2) 本特約による保険金が支払われることにより、主契約が消滅した場合、災害入院特約2007等は消滅します。ただし、本特約による保険金の支払事由の発生日を含む被保険者の継続入院に限り、災害入院特約2007等の有効中の入院とみなします。

(2023年10月改定)

別表

請求書類

項目	必要書類
1 本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めるここと、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。

(ステイタス-Ⅰ用)

リビング・ニーズ特約

(この特約の目的)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条 (本特約による保険金の支払)

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約の保険金額の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付元利金を支払うべき金額から差し引くものとします。
- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。
- ⑥ 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場

合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の保険金額は指定保険金額と同額の減額がなされたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。

⑦ 本特約による保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。

⑧ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主約款に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。

第4条 (本特約による保険金を支払わない場合)

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条 (本特約による保険金の支払) 第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

(1) 契約者の故意

(2) 被保険者の故意または自殺行為

(3) 被保険者の犯罪行為

(4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条 (本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所)

① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類(別表)を提出して、保険金を請求してください。この場合、本特約による保険金の支払事由の発生日において、主契約の残りの保険期間が1年以内であるときは、本特約による保険金の請求はできません。

② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条 (特約保険料の払込)

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条 (特約の復活)

① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条 (特約の解約)

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類(別表)を提出してください。

第9条 (特約の復旧)

① 主契約の復旧請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第10条 (特約の消滅)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

(1) 第3条 (本特約による保険金の支払) の保険金を支払ったとき

(2) 主契約が消滅したとき

(3) 主契約が延長保険に変更されたとき

第11条 (払いもどし金)

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条 (告知義務違反による解除)

① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。

- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条（契約者配当金）

会社は、本特約による保険金が支払われる場合の指定保険金額に対する部分についての契約者配当金を、主約款を準用して支払います。

第15条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第16条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第17条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、指定保険金額に本特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。

第18条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）

契約日が平成22年3月2日以後の主契約にこの特約を付加する場合、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の保険金額が指定保険金額と同額の減額をされたものとして、主約款の規定を準用します。

第19条（無配当低解約返戻金型定期保険に付加する場合の特則）

この特約を無配当低解約返戻金型定期保険に付加する場合には、特約条項の一部を次のとおり変更して適用します。

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）第④項中「および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を削ります。
- (2) 第14条（契約者配当金）を次のとおりとします。

第14条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

(2023年10月改定)

別表

請求書類

項目	必要書類
1 本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることができます。	

リビング・ニーズ特約

(この特約の目的)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条 (本特約による保険金の支払)

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約に付加されている定期保険特約または生存給付金付定期保険特約（以下「定期保険特約等」といいます。）の特約保険金額の合計額（以下「指定対象保険金額」といいます。）の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
- ② 第①項の場合、本特約による保険金の支払事由の発生日において、定期保険特約等の保険期間満了時（各特約条項の規定により、特約が更新されるときを除きます。）までの期間が1年以内であるときは、その特約の特約保険金額を指定対象保険金額に算入しません。
- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡時支払金受取人（一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、定期保険特約等は消滅するものとします。

- ⑥ 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われたときには、定期保険特約等は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、
$$\frac{\text{指定保険金額}}{\text{指定対象保険金額}}$$
 の割合を乗じた金額の減額がなされたものとします。
- ⑦ 第⑥項の規定により減額される場合で、定期保険特約等の特約保険金額が会社の定める範囲外となるときは、会社の定める方法により減額します。
- ⑧ 第⑥項および第⑦項の場合、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑨ 本特約による保険金の支払がなされる前に定期保険特約等の特約条項に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑩ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、定期保険特約等の特約条項に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。

第4条 (本特約による保険金を支払わない場合)

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（本特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条 (本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所)

- ① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条 (特約保険料の払込)

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条 (特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条 (特約の解約)

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条 (特約の消滅)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第10条 (払いもどし金)

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条 (告知義務違反による解除)

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 定期保険特約等の特約条項に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後でも、定期保険特約等を解除することができます。この場合、定期保険特約等の特約条項の契約を解除できない場合の規定を準用します。
- ③ 第②項の場合、会社は、指定保険金額のうち解除した定期保険特約等にかかる部分について本

特約による保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

- ④ 第③項の規定にかかわらず、本特約の保険金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、本特約による保険金の受取人または被保険者が証明したときには、会社は、本特約の保険金を支払います。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第16条（定期保険特約等に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

定期保険特約等に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項の規定にかかわらず、指定保険金額のうち条件付保険特約が付加されている定期保険特約等にかかる部分について本特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号の規定により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。

第17条（主契約が無配当新医療保険（有期型）の場合の特則）

この特約が無配当新医療保険（有期型）契約に適用されるときは、無配当新医療保険（有期型）契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も無配当新医療保険（有期型）契約とともに更新されます。

第18条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）

契約日が平成22年3月2日以後の主契約にこの特約を付加する場合、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 指定対象保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約等が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 指定対象保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に定期保険特約等の保険金額が減額されたものとして、主約款の規定を準用します。

（2023年10月改定）

別表

請求書類

項目	必要書類
1 本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることができます。	

(その他商品用)

リビング・ニーズ特約

(この特約の目的)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条 (本特約による保険金の支払)

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約の保険金額の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付元利金を支払うべき金額から差し引くものとします。
- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。
- ⑥ 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の保険金額は指定保険金

額と同額の減額がなされたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。

⑦ 本特約による保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。

⑧ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主約款に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。

第4条 (本特約による保険金を支払わない場合)

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条 (本特約による保険金の支払) 第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

(1) 契約者の故意

(2) 被保険者の故意または自殺行為

(3) 被保険者の犯罪行為

(4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条 (本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所)

① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類 (別表) を提出して、保険金を請求してください。この場合、本特約による保険金の支払事由の発生日において、主契約の残りの保険期間が1年以内であるときは、本特約による保険金の請求はできません。

② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条 (特約保険料の払込)

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条 (特約の復活)

① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条 (特約の解約)

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類 (別表) を提出してください。

第9条 (特約の復旧)

① 主契約の復旧請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第10条 (特約の消滅)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

(1) 第3条 (本特約による保険金の支払) の保険金を支払ったとき

(2) 主契約が消滅したとき

(3) 主契約が延長保険に変更されたとき

第11条 (払いもどし金)

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条 (告知義務違反による解除)

① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。

② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該

当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条（契約者配当金）

会社は、本特約による保険金が支払われる場合の指定保険金額に対する部分についての契約者配当金を、主約款を準用して支払います。

第15条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第16条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第17条（主契約に養老保険買増特約、定期保険特約、新・生存給付金付定期保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に次の(a)から(d)に掲げる特約（以下「養老保険買増特約等」といいます。）が付加されている場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- | | |
|--------------|--------------------|
| (a) 養老保険買増特約 | (c) 新・生存給付金付定期保険特約 |
| (b) 定期保険特約 | (d) 生存給付金付定期保険特約 |

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）第①項の規定の適用にあたっては、養老保険買増特約等の特約保険金額を加えたものを主契約の保険金額とみなします。
- (2) 第(1)号の規定により、主契約の保険金額とみなすことのできる特約は、本特約による保険金の支払事由の発生日において、保険期間満了時（各特約条項の規定により、特約が更新されるときを除きます。）までの期間が1年を超えていることを必要とします。
- (3) 第(1)号の場合で、主契約の保険金額（第(1)号により、主契約の保険金額とみなした養老保険買増特約等の特約保険金額を含みます。以下、本号において同じとします。）の一部が指定保険金額として指定されたときには、主契約の保険金額の各部分は、 $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の保険金額}}$ の割合を乗じた金額の減額がなされたものとします。
- (4) 第(3)号の規定により減額される場合で、主契約の保険金額が会社の定める範囲外となるときは、会社の定める方法により減額します。
- (5) 第(3)号および第(4)号の場合、払いもどし金を支払いません。
- (6) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合、第(2)号の規定により主契約の保険金額とみなすことのできない養老保険買増特約等は消滅するものとします。この場合、養老保険買増特約等の責任準備金を本特約による保険金受取人に支払います。
- (7) 第(1)号から第(6)号に定めるところによるほかは、第16条（主約款の規定の準用）までの規定を準用します。

第18条（主契約に生活保障特約が付加されている場合の取扱）

主契約に生活保障特約が付加されている場合、会社は、生活保障特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われるにより、主契約が減額された場合、生活保障特約は減額されないものとします。
- (2) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われるにより、主契約が消滅したときは、生活保障特約も消滅します。この場合、生活保障特約の特約条項に定める被保険者の死亡が、死亡生活保障年金を支払わない場合に該当し、生活保障特約が消滅したときの払いもどし金の規定を準用して、払いもどし金を支払います。

第19条（主契約に災害割増特約、傷害特約または特定損傷特約が付加されている場合の取扱）

主契約に次の(a)から(c)に掲げる特約（以下「災害割増特約等」といいます。）が付加されてい

る場合、会社は、災害割増特約等について、次の各号に定めるところによるほかは、各特約条項に定めるとおり取り扱います。

- | | |
|------------|------------|
| (a) 災害割増特約 | (c) 特定損傷特約 |
| (b) 傷害特約 | |

- (1) 本特約による保険金が支払われることにより、主契約が減額された場合、災害割増特約等は減額されないものとします。
- (2) 本特約による保険金が支払われることにより、災害割増特約または傷害特約が消滅したときには、災害割増特約または傷害特約の特約条項中、主契約の死亡保険金または高度障害保険金が支払われることにより、災害割増特約または傷害特約が消滅したときの払いもどし金の規定を準用して、災害割増特約または傷害特約の払いもどし金を支払います。

第20条（主契約に災害入院特約、疾病入院特約、疾病入院・手術保障特約、成人病入院特約、ガン入院特約または女性疾病入院特約が付加されている場合の取扱）

主契約に次の(a)から(f)に掲げる特約（以下「災害入院特約等」といいます。）が付加されている場合、会社は、災害入院特約等について、次の各号に定めるところによるほかは、各特約条項に定めるとおり取り扱います。

- | | |
|-----------------|--------------|
| (a) 災害入院特約 | (d) 成人病入院特約 |
| (b) 疾病入院特約 | (e) ガン入院特約 |
| (c) 疾病入院・手術保障特約 | (f) 女性疾病入院特約 |

- (1) 本特約による保険金が支払われることにより、主契約が減額された場合、災害入院特約等の入院給付日額は減額されないものとします。
- (2) 被保険者の入院中に、本特約による保険金が支払われることにより、災害入院特約等が消滅した場合には、本特約による保険金の支払事由の発生日を含む継続入院に限り、災害入院特約等の有効中の入院とみなします。

第21条（主契約に通院給付特約が付加されている場合の取扱）

主契約に通院給付特約が付加されている場合、会社は、通院給付特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 通院期間中に、本特約による保険金が支払われることにより、通院給付特約が消滅した場合には、その通院期間中の通院に限り、通院給付特約の有効中の通院とみなします。
- (2) 第20条（主契約に災害入院特約、疾病入院特約、疾病入院・手術保障特約、成人病入院特約、ガン入院特約または女性疾病入院特約が付加されている場合の取扱）第(2)号の規定により、その継続入院が有効中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院についても、通院給付特約の有効中の通院とみなします。

第22条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、指定保険金額に本特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。

第23条（主契約に増加養老保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に増加養老保険特約が付加されている場合、会社は、増加養老保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた

場合には、本特約による保険金の支払事由の発生日における増加保険金額から、本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の増加保険金額に対する利息を差し引いた金額を本特約による保険金受取人に支払います。

- (2) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合には、減額前の主契約の保険金額に対する指定保険金額の割合に応じ、本特約による保険金の支払事由の発生日における増加保険金額に対して、同じ割合の金額を本特約による保険金受取人に支払います。
- (3) 第(2)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(2)号により計算される金額に対する利息を差し引くものとします。
- (4) 第(1)号から第(3)号の場合、本特約による保険金の支払（第3条）の規定を準用します。

第24条（主契約に契約者配当金特殊支払特約が付加されている場合の取扱）

主契約に契約者配当金特殊支払特約が付加されている場合、会社は、契約者配当金特殊支払特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合には、本特約による保険金の支払事由の発生日における買増保険の保険金額を本特約による保険金受取人に支払います。
- (2) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、減額前の主契約の保険金額に対する指定保険金額の割合に応じ、本特約による保険金の支払事由の発生日における買増保険の保険金額に対して同じ割合の金額を本特約による保険金受取人に支払います。
- (3) 第(1)号および第(2)号の場合、本特約による保険金の支払（第3条）の規定を準用します。

第25条（主契約にファミリー保障特約が付加されている場合の取扱）

主契約にファミリー保障特約が付加されている場合、会社は、ファミリー保障特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) ファミリー保障特約の被保険者の入院中に、本特約による保険金が支払われたことにより、ファミリー保障特約が消滅したときは、本特約による保険金の支払事由の発生日を含む継続入院に限り、ファミリー保障特約の有効中の入院とみなします。
- (2) 妻型または妻子型の場合で、主契約の被保険者について本特約による保険金が支払われるこことにより、ファミリー保障特約が消滅したときは、主契約について被保険者が死亡しました高度障害状態になり、保険金が支払われることにより、ファミリー保障特約が消滅したときの払いもどし金の規定を準用して、払いもどし金を支払います。
- (3) 妻型または妻子型の場合で、主契約の被保険者について本特約による保険金が支払われるこことにより、ファミリー保障特約が消滅したときは、主契約の被保険者が死亡しました高度障害状態になったときの取扱に準じて、他の保険への加入を取り扱います。

第26条（主契約にファミリー通院給付特約が付加されている場合の取扱）

主契約にファミリー通院給付特約が付加されている場合、会社は、ファミリー通院給付特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) ファミリー通院給付特約の被保険者の通院期間中に、本特約による保険金が支払われたことにより、ファミリー通院給付特約が消滅したときは、その通院期間中の通院に限り、ファミリー通院給付特約の有効中の通院とみなします。
- (2) 第25条（主契約にファミリー保障特約が付加されている場合の取扱）第(1)号の規定により、その継続入院が有効中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院についても、ファミリー通院給付特約の有効中の通院とみなします。
- (3) 妻型または妻子型の場合で、主契約の被保険者について、本特約による保険金が支払われるこことによりこの特約が消滅したときは、主契約について被保険者が死亡しました高度障害状態になり、保険金が支払われることにより、ファミリー通院給付特約が消滅したときの払いもどし金の規定を準用して、払いもどし金を支払います。

第27条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）

契約日が平成22年3月2日以後の主契約にこの特約を付加する場合、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の保険金額が指定保険金額と同額の減額をされたものとして、主約款の規定を準用します。

別表

請求書類

項目	必要書類
1 本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

会社は、上記の書類以外の書類の提出を求ること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。

○終身保険に付加する場合には、第27条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第28条（終身保険に付加する場合の特則）

- ① この特約を終身保険に付加する場合で、本特約による保険金が支払われることにより、増加生存保険が消滅した場合は減額されたときには、増加生存保険の払いもどし金はありません。
- ② 第①項のほか、特約条項の一部を次のとおり変更して適用します。
 - (1) 第3条（本特約による保険金の支払）第④項中「および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を削ります。
 - (2) 第17条（主契約に養老保険買増特約、定期保険特約、新・生存給付金付定期保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合の取扱）を次のとおりとします。

第17条（主契約に養老保険買増特約、終身保険買増特約、介護保障終身保険特約、特定疾病保障終身保険特約、疾病障害保障終身保険特約、定期保険特約、新・生存給付金付定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、疾病障害保障定期保険特約または新・特種定期保険特約が付加されている場合の取扱）
主契約に次の(a)から(k)に掲げる特約（以下「養老保険買増特約等」といいます。）
が付加されている場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (a) 養老保険買増特約 | (g) 新・生存給付金付定期保険特約 |
| (b) 終身保険買増特約 | (h) 生存給付金付定期保険特約 |
| (c) 介護保障終身保険特約 | (i) 特定疾病保障定期保険特約 |
| (d) 特定疾病保障終身保険特約 | (j) 疾病障害保障定期保険特約 |
| (e) 疾病障害保障終身保険特約 | (k) 新・特種定期保険特約 |
| (f) 定期保険特約 | |

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）第①項の規定の適用にあたっては、養老保険買増特約等の特約保険金額（新・特種定期保険特約については、本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の満了する日において被保険者が死亡した場合に支払われる金額）を加算したものを主契約の保険金額とみなします。
- (2) 第(1)号の規定により、主契約の保険金額とみなすことのできる特約は、本特約による保険金の支払事由の発生日において、保険期間満了時（各特約条項の規定により、特約が更新されるときを除きます。）までの期間が1年を超えていることを必要とします。
- (3) 第(1)号の場合で、主契約の保険金額（第(1)号の規定により、主契約の保険金額とみなした養老保険買増特約等の特約保険金額を含みます。以下、本号において同じとします。）の一部が指定保険金額として指定されたときには、会社の定める方法により、主契約の保険金額の各部分は、 $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の保険金額}}$ の割合を乗じた金額の減額がなされたものとします。
- (4) 第(3)号の規定にかかわらず、新・特種定期保険特約の特約保険金額については、本特約による保険金の支払事由が第1保険期間中または第2保険期間中に生じ、その支払事由の発生日（以下本号において「支払事由発生日」といいます。）からその日を含めて6か月間の満了する日が支払事由発生日とは異なる保険期間に含まれる場合で、かつ、本特約による保険金の支払後同一保険期間中に死亡保険金または高度障害保険金が支払われるときには、支払事由発生日に被保険者が死亡した場合に支払われる金額に対する指定保険金額中の新・特種定期保険特約に係る部分の割合を乗じた金額の減額がなされていたものとみなして取り扱います。
- (5) 第(3)号および第(4)号の規定にかかわらず、会社の定める方法により、第(3)号および第(4)号と異なる方法にて減額されることがあります。

- (6) 第(3)号から第(5)号の場合、会社は、払いもどし金を支払いません。
- (7) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合、第(2)号の規定により主契約の保険金額とみなすことのできない養老保険買増特約等は消滅するものとします。この場合、会社は、養老保険買増特約等の責任準備金を本特約による保険金受取人に支払います。
- (8) 本特約による保険金の支払がなされる前に、次の(ア)から(ウ)に掲げる保険金の請求を受けた場合は、第(1)号の規定にかかわらず、その特約の特約保険金額は、主契約の保険金額に加算しません。
- (ア) 介護保障終身保険特約に定める介護保険金
- (イ) 特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約に定める特定疾病保険金
- (ウ) 疾病障害保障定期保険特約または疾病障害保障終身保険特約に定める疾病障害保険金
- (9) 本特約による保険金が支払われた場合は、その後、次の(ア)から(ウ)に掲げる保険金の請求を受けても、第(3)号の規定により減額された介護保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは特定疾病保障終身保険特約または疾病障害保障定期保険特約もしくは疾病障害保障終身保険特約の特約保険金額部分については、これを支払いません。
- (ア) 介護保障終身保険特約に定める介護保険金
- (イ) 特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約に定める特定疾病保険金
- (ウ) 疾病障害保障定期保険特約または疾病障害保障終身保険特約に定める疾病障害保険金
- (10) 第(1)号から第(9)号に定めるところによるほかは、第16条（主約款の規定の準用）までの規定を準用します。

- (3) 第23条（主契約に増加養老保険特約が付加されている場合の取扱）中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
増加養老保険特約	増加終身保険特約

- (4) 主契約にファミリー保障特約（終身保険用）が付加されている場合には、第25条（主契約にファミリー保障特約が付加されている場合の取扱）中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
ファミリー保障特約	ファミリー保障特約（終身保険用）
他の保険への加入	終身保険契約への変更

○契約日が平成19年8月1日以前の5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、第27条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第28条（5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合の特則）

① この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次に定めるとおりとします。

主契約に介護生活保障特約が付加されている場合で、主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われることにより、主契約が消滅したときには、介護生活保障特約も消滅します（年金支払期間中を除きます。）。この場合、介護生活保障特約の特約条項に定める被保険者の死亡が死亡生活保障年金を支払わない場合に該当し、介護生活保障特約が消滅したときの払いもどし金の規定を準用して払いもどし金を支払います。

② 第①項のほか、特約条項の一部を次の各号に定めるとおり変更して適用します。

(1) 第3条（本特約による保険金の支払）第④項中「および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を削ります。

(2) 第17条（主契約に養老保険買増特約、定期保険特約、新・生存給付金付定期保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合の取扱）を次のとおりとします。

第17条（主契約に終身保険買増特約、介護保障終身保険特約、特定疾病保障終身保険特約、疾病障害保障終身保険特約、総合障害終身保険特約、定期保険特約、新・生存給付金付定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、介護保障定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、疾病障害保障定期保険特約、通増定期保険特約または新・特種定期保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に次の(a)から(m)に掲げる特約（以下「終身保険買増特約等」といいます。）が付加されている場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- | | |
|--------------------|------------------|
| (a) 終身保険買増特約 | (h) 生存給付金付定期保険特約 |
| (b) 介護保障終身保険特約 | (i) 介護保障定期保険特約 |
| (c) 特定疾病保障終身保険特約 | (j) 特定疾病保障定期保険特約 |
| (d) 疾病障害保障終身保険特約 | (k) 疾病障害保障定期保険特約 |
| (e) 総合障害終身保険特約 | (l) 通増定期保険特約 |
| (f) 定期保険特約 | (m) 新・特種定期保険特約 |
| (g) 新・生存給付金付定期保険特約 | |

(1) 第3条（本特約による保険金の支払）第①項の規定の適用にあたっては、終身保険買増特約等の特約保険金額（通増定期保険特約については、本特約による保険金の支払事由の発生日における特約保険金額、新・特種定期保険特約については、本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の満了する日において被保険者が死亡した場合に支払われる金額）を加算したものを主契約の保険金額とみなします。

(2) 第(1)号の規定により、主契約の保険金額とみなすことのできる特約は、本特約による保険金の支払事由の発生日において、保険期間満了時（各特約条項の規定により、特約が更新されるときを除きます。）までの期間が1年を超えていることを必要とします。

(3) 第(1)号の場合で、主契約の保険金額（第(1)号の規定により、主契約の保険金額とみなした終身保険買増特約等の特約保険金額を含みます。以下、本号において同じとします。）の一部が指定保険金額として指定されたときには、主契約の保険金額の各部分は、 $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の保険金額}}$ の割合を乗じた金額の減額がなされたものとします。

(4) 第(3)号の規定にかかわらず、新・特種定期保険特約の特約保険金額については、本特約による保険金の支払事由が第1保険期間中または第2保険期間中に生じ、その支払事由の発生日（以下本号において「支払事由発生日」といいます。）からその日を含めて6か月間の満了する日が支払事由発生日とは異なる保険期間に含まれ

る場合で、かつ、本特約による保険金の支払後同一保険期間中に死亡保険金または高度障害保険金が支払われるときには、支払事由発生日に被保険者が死亡した場合に支払われる金額に対する指定保険金額中の新・特種定期保険特約に係る部分の割合を乗じた金額の減額がなされていたものとみなして取り扱います。

- (5) 第(3)号および第(4)号の規定により減額される場合で、主契約の保険金額が会社の定める範囲外となるときは、会社の定める方法により減額します。
- (6) 第(3)号から第(5)号の場合、会社は、払いもどし金を支払いません。
- (7) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合、第(2)号の規定により主契約の保険金額とみなすことのできない終身保険買増特約等は消滅するものとします。この場合、会社は、終身保険買増特約等の責任準備金を本特約による保険金受取人に支払います。
- (8) 本特約による保険金の支払がなされる前に次の(ア)から(イ)に掲げる保険金の請求を受けた場合は、第(1)号の規定にかかわらず、その特約の特約保険金額は、主契約の保険金額に加算しません。
 - (ア) 介護保障定期保険特約または介護保障終身保険特約に定める介護保険金
 - (イ) 特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約に定める特定疾病保険金
 - (ウ) 疾病障害保障定期保険特約または疾病障害保障終身保険特約に定める疾病障害保険金
 - (エ) 総合障害終身保険特約に定める障害保険金
- (9) 本特約による保険金が支払われた場合は、次の(ア)から(イ)に掲げる保険金の請求を受けても、第(3)号の規定により減額された介護保障定期保険特約もしくは介護保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは特定疾病保障終身保険特約、疾病障害保障定期保険特約もしくは疾病障害保障終身保険特約または総合障害終身保険特約の特約保険金額部分については、これを支払いません。
 - (ア) 介護保障定期保険特約または介護保障終身保険特約に定める介護保険金
 - (イ) 特定疾病保障定期保険特約または特定疾病保障終身保険特約に定める特定疾病保険金
 - (ウ) 疾病障害保障定期保険特約または疾病障害保障終身保険特約に定める疾病障害保険金
 - (エ) 総合障害終身保険特約に定める障害保険金
- (10) 第(1)号から第(9)号に定めるところによるほかは、第16条（主約款の規定の準用）までの規定を準用します。

- (3) 第20条（主契約に災害入院特約、疾病入院特約、疾病入院・手術保障特約、成人病入院特約、ガン入院特約または女性疾病入院特約が付加されている場合の取扱）を次のとおりとします。

第20条（主契約に災害入院特約等が付加されている場合の取扱）

主契約に次の(a)から(p)に掲げる特約（以下「災害入院特約等」といいます。）が付加されている場合、災害入院特約等は、次の各号に定めるところによるほかは、各特約条項に定めるとおり取り扱います。

(a) 災害入院特約	(i) ガン入院特約
(b) 災害入院特約（終身型）	(j) 新ガン入院特約
(c) 疾病入院特約	(k) 新ガン入院特約（終身型）
(d) 疾病入院特約（終身型）	(l) ガン短期入院特約（終身型）
(e) 短期入院特約（終身型）	(m) 女性疾病入院特約
(f) 成人病入院特約	(n) 新女性疾病入院特約
(g) 成人病入院特約（終身型）	(o) 新女性疾病入院特約（終身型）
(h) 成人病短期入院特約（終身型）	(p) 女性疾病短期入院特約（終身型）

- (1) 本特約による保険金が支払われることにより、主契約が減額された場合、災害入院特約等の入院給付日額は減額されないものとします。
- (2) 被保険者の入院中に、本特約による保険金が支払われることにより、災害入院特約等が消滅した場合には、本特約による保険金の支払事由の発生日を含む継続入院に限り、災害入院特約等の有効中の入院とみなします。

- (4) 第21条（主契約に通院給付特約が付加されている場合の取扱）中一部を次のとおりそれぞれ読み替えます。

読み替え前	読み替え後
主契約に通院給付特約	主契約に通院給付特約（通院給付特約（終身型）を含みます。以下同じとします。）
第20条（主契約に災害入院特約、疾病入院特約、疾病入院・手術保障特約、成人病入院特約、ガン入院特約または女性疾病入院特約が付加されている場合の取扱）	第20条（主契約に災害入院特約等が付加されている場合の取扱）

○疾病障害保障終身保険に付加する場合には、第27条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第28条（疾病障害保障終身保険に付加する場合の特則）

この特約を疾病障害保障終身保険に付加する場合には、特約条項の一部を次のとおり変更して、第27条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）までの規定を適用します。

第3条（本特約による保険金の支払）第④項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）	死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。また、主契約がI型の場合には、痴呆介護保険金受取人（痴呆介護保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を含みます。）

○生存給付金付終身保険（引受基準緩和型）に付加する場合には、第27条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第28条（生存給付金付終身保険（引受基準緩和型）に付加する場合の特則）

この特約を生存給付金付終身保険（引受基準緩和型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 第2条（特約の締結および責任開始時）の規定にかかわらず、会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(ア) 主契約の契約日からその日を含めて2年以内にこの特約を付加したとき	主契約の契約日からその日を含めて2年を経過した時
(イ) 主契約の契約日からその日を含めて2年を経過した時以後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

(2) 第(1)号のほか、特約条項の一部を次のとおり変更して適用します。

第3条（本特約による保険金の支払）第④項中「および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を削ります。

○契約日が平成19年8月2日以後の5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には次の特約条項を適用します。

リビング・ニーズ特約

(この特約の目的)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結および責任開始時)

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条 (本特約による保険金の支払)

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約の保険金額の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付元利金を支払うべき金額から差し引くものとします。
- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。
- ⑥ 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の保険金額は指定保険金

額と同額の減額がなされたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。

⑦ 本特約による保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。

⑧ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主約款に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。

第4条 (本特約による保険金を支払わない場合)

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条 (本特約による保険金の支払) 第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。

(1) 契約者の故意

(2) 被保険者の故意または自殺行為

(3) 被保険者の犯罪行為

(4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条 (本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所)

① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類 (別表) を提出して、保険金を請求してください。この場合、本特約による保険金の支払事由の発生日において、主契約の残りの保険期間が1年以内であるときは、本特約による保険金の請求はできません。

② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条 (特約保険料の払込)

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条 (特約の復活)

① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条 (特約の解約)

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類 (別表) を提出してください。

第9条 (特約の復旧)

① 主契約の復旧請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第10条 (特約の消滅)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

(1) 第3条 (本特約による保険金の支払) の保険金を支払ったとき

(2) 主契約が消滅したとき

(3) 主契約が延長保険に変更されたとき

第11条 (払いもどし金)

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条 (告知義務違反による解除)

① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。

② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該

当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条（契約者配当金）

会社は、本特約による保険金が支払われる場合の指定保険金額に対する部分についての契約者配当金を、主約款を準用して支払います。

第15条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第16条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第17条（主契約に終身保険買増特約、定期保険特約2007、特定疾病保障特約2007A、災害疾病障害保障特約2007A、介護保障特約2007A、総合障害保障特約2007A、総合障害保障特約2007Cまたは収入保障保険特約2014が付加されている場合の取扱）

主契約に次の(a)から(h)に掲げる特約（以下「終身保険買増特約等」といいます。）が付加されている場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (a) 終身保険買増特約 | (e) 介護保障特約2007A |
| (b) 定期保険特約2007 | (f) 総合障害保障特約2007A |
| (c) 特定疾病保障特約2007A | (g) 総合障害保障特約2007C |
| (d) 災害疾病障害保障特約2007A | (h) 収入保障保険特約2014 |

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）第①項の規定の適用にあたっては、終身保険買増特約等のうち(a)から(g)までの特約の特約保険金額および本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月の期間満了の日における収入保障保険特約2014の換算保障額を加算したものを主契約の保険金額とみなします。
- (2) 第(1)号の規定により、主契約の保険金額とみなすことのできる特約は、本特約による保険金の支払事由の発生日において、保険期間満了時（各特約条項の規定により、特約が更新されるときを除きます。）までの期間が1年を超えていることを必要とします。
- (3) 第(1)号の場合で、主契約の保険金額（第(1)号の規定により、主契約の保険金額とみなした終身保険買増特約等の特約保険金額および換算保障額を含みます。以下、本号において同じとします。）の一部が指定保険金額として指定されたときには、主契約の保険金額の各部分（終身保険買増特約等のうち(a)から(g)までの特約は特約保険金額、収入保障保険特約2014については特約年金月額）は、
$$\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の保険金額}}$$
 の割合を乗じた金額の減額がなされたものとします。
- (4) 第(3)号の規定により減額される場合で、主契約の保険金額が会社の定める範囲外となるときには、会社の定める方法により減額します。
- (5) 第(3)号および第(4)号の場合、会社は、払いもどし金を支払いません。
- (6) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合、第(2)号の規定により主契約の保険金額とみなすことのできない終身保険買増特約等は消滅するものとします。この場合、会社は、終身保険買増特約等の責任準備金を本特約による保険金受取人に支払います。
- (7) 本特約による保険金の支払がなされる前に次の(ア)から(イ)に掲げる保険金の請求を受けた場合は、第(1)号の規定にかかわらず、その特約の特約保険金額は、主契約の保険金額に加算しません。
 - (ア) 介護保障特約2007Aに定める特定介護保険金
 - (イ) 特定疾病保障特約2007Aに定める特定疾病保険金
 - (ウ) 災害疾病障害保障特約2007Aに定める災害疾病障害保険金
 - (エ) 総合障害保障特約2007Aまたは総合障害保障特約2007Cに定める障害保険金

- (8) 本特約による保険金が支払われた場合は、その後、次の(ア)から(ウ)に掲げる保険金または給付金の請求を受けても、第(3)号の規定により減額された介護保障特約2007A、特定疾病保障特約2007A、災害疾病障害保障特約2007A、総合障害保障特約2007Aまたは総合障害保障特約2007Cの特約保険金額部分については、これを支払いません。
- (ア) 介護保障特約2007Aに定める特定介護保険金または軽度介護給付金
- (イ) 特定疾病保障特約2007Aに定める特定疾病保険金
- (ウ) 災害疾病障害保障特約2007A、総合障害保障特約2007Aまたは総合障害保障特約2007Cに定める障害保険金
- (9) 第(1)号から第(8)号に定めるところによるほかは、第16条（主約款の規定の準用）までの規定を準用します。

第18条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、指定保険金額に本特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。

第19条（主契約に契約者配当金特殊支払特約が付加されている場合の取扱）

主契約に契約者配当金特殊支払特約が付加されている場合、会社は、契約者配当金特殊支払特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合には、本特約による保険金の支払事由の発生日における買増保険の保険金額を本特約による保険金受取人に支払います。
- (2) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、減額前の主契約の保険金額に対する指定保険金額の割合に応じ、本特約による保険金の支払事由の発生日における買増保険の保険金額に対して同じ割合の金額を本特約による保険金受取人に支払います。
- (3) 第(1)号および第(2)号の場合、本特約による保険金の支払（第3条）の規定を準用します。

第20条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）

契約日が平成22年3月2日以後の主契約にこの特約を付加する場合、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の保険金額が指定保険金額と同額の減額をされたものとして、主約款の規定を準用します。

第21条（主契約に災害割増特約2007等、災害入院特約2007等、通院給付特約2007または退院給付特約2009が付加されている場合の取扱）

① 主契約に次の(a)から(c)に掲げる特約（以下「災害割増特約2007等」といいます。）が付加されている場合で、本特約による保険金が支払われることにより、主契約が減額されたときには、災害割増特約2007等は減額されないものとします。

- (a) 災害割増特約2007
(b) 傷害特約2007

- (c) 特定損傷特約2007

② 主契約に次の(a)から(o)に掲げる特約（以下「災害入院特約2007等」といいます。）または退院給付特約2009が付加されている場合、会社は、災害入院特約2007等または退院給付特約2009について、次の各号に定めるところによるほかは、各特約条項に定めるとおり取り扱います。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (a) 災害入院特約2007 | (i) 生活習慣病入院特約2011 |
| (b) 疾病入院特約2007 | (j) ガン入院特約2011 |
| (c) 総合入院特約2007 | (k) 女性疾病入院特約2011 |
| (d) 生活習慣病入院特約2007 | (l) 総合医療特約2014 |
| (e) ガン入院特約2007 | (m) 生活習慣病医療特約2014 |
| (f) 女性疾病入院特約2007 | (n) ガン医療特約2014 |
| (g) ストレス性疾病入院特約2007 | (o) 女性疾病医療特約2014 |
| (h) 総合入院特約2011 | |

- (1) 本特約による保険金が支払われることにより、主契約が減額された場合、災害入院特約2007等の入院給付日額は減額されないものとします。
- (2) 被保険者の入院中に、本特約による保険金が支払われることにより、災害入院特約2007等または退院給付特約2009が消滅した場合には、本特約による保険金の支払事由の発生日を含む継続入院に限り、災害入院特約2007等または退院給付特約2009の有効中の入院とみなします。
- ③ 主契約に通院給付特約2007が付加されている場合、通院給付特約2007は、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。
- (1) 通院期間中に、本特約による保険金が支払われることにより、通院給付特約2007が消滅した場合には、その通院期間中の通院に限り、通院給付特約2007の有効中の通院とみなします。
- (2) 第②項第(2)号の規定により、その継続入院が有効中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院についても、通院給付特約2007の有効中の通院とみなします。

別表

請求書類

項目	必要書類
1 本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることができます。	

介護前払特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）契約に付加することにより、被保険者が公的介護保険制度に基づく要介護4以上の状態になった場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、この特約による介護前払保険金として支払うことを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条（特約の締結および責任開始時）

- この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者から申出があり、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。
- 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- 主契約の締結後、この特約が主契約に付加された場合、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（介護前払保険金の支払）

- 会社は、この特約の介護前払保険金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支 払 事 由 (介護前払保険金を支払う場合)	支 払 金額	受 取 人	免 責 事 由 (支払事由に該当しても介護前払 保険金を支払わない場合)
介 護 前 払 保 険 金	主契約の締結の際に定めた 主契約の保険料払込期間の満了後* に、次の条件のすべて を満たしたとき (ア) 被保険者の年齢* が満65 歳以上であること (イ) 被保険者が公的介護保険 制度* による要介護認定を 受け、要介護4以上* に該 当すると認定されているこ と	第 ③ 項 に 定 め る 金 額	被 保 険 者	被保険者が次のいずれかによって介 護前払保険金の支払事由に該当したと き (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または 重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の薬物依存* (オ) 戦争その他の変乱

- * **主契約の保険料払込期間の満了後** 主契約の保険料払込期間の満了後であっても、未払込保険料があるときは、主契約の保険料払込期間が満了していないものとみなします。
- * **被保険者の年齢** 主約款の年齢の計算の規定にかかわらず、被保険者の満年齢とします。

- * 公的介護保険制度 別表1に定める公的介護保険制度をいいます。
- * 要介護4以上 別表2に定める状態をいいます。
- * 薬物依存 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

- ② 第①項の支払事由(イ)は、この特約の介護前払保険金の請求に必要な書類(別表3)が会社に着いた日(以下「書類到着日」といいます。)においても満たしていることを必要とします。
 - ③ この特約の介護前払保険金の支払金額は、主契約の基本保険金額の範囲内、かつ、会社所定の金額の範囲内で、この特約の介護前払保険金の受取人が指定した金額(以下「指定保険金額」といいます。)から、書類到着日における会社の定める利率に基づいて計算した主契約の死亡保険金の前払となる期間相当の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額とします。ただし、支払金額は、書類到着日における指定保険金額に対応する主契約の責任準備金額を下回らないものとします。
 - ④ 保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付金の元利合計額を第③項に定める支払金額から差し引くものとします。
 - ⑤ この特約の介護前払保険金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。
 - ⑥ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)のときには、第①項および第⑤項の規定にかかわらず、この特約の介護前払保険金の受取人は契約者とし、それ以外の者に変更することはできません。
 - ⑦ 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約の介護前払保険金が支払われた場合は、書類到着日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。
 - ⑧ 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約の介護前払保険金が支払われた場合は、書類到着日にさかのぼって、主契約の基本保険金額は指定保険金額と同額の減額がなされたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。
 - ⑨ この特約の介護前払保険金の支払がなされる前に次の各号に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、介護前払保険金の請求がなかったものとして取り扱い、介護前払保険金を支払いません。
 - (1) 主契約の保険金
 - (2) 主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による保険金
 - ⑩ この特約の介護前払保険金が支払われたときには、会社は、その後、次の各号に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。
 - (1) 主契約の保険金
 - (2) 主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による保険金
 - ⑪ 被保険者が戦争その他の変乱によって支払事由に該当した場合でも、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、この特約の介護前払保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- 第4条(介護前払保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所)**
- ① 被保険者(契約者が介護前払保険金の受取人のときは、契約者)は、この特約の介護前払保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類(別表3)を提出して、介護前払保険金を請求してください。
 - ② 介護前払保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第5条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表3）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) この特約の介護前払保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による保険金を支払ったとき

第10条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者がこの特約の介護前払保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（管轄裁判所）

この特約における介護前払保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- ① 会社は、この特約の給付にかかる公的介護保険制度の改正が行われた場合等で特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することができます。
- ② 本条の変更を行うときには、会社は、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により支払事由を変更する場合には、会社は、支払事由の変更日の2か月前までに契約者にその旨を通知します。
- ④ 本条の規定により支払事由を変更する場合で、契約者がその変更を承諾しないときには、この特約は、支払事由の変更日から将来に向かって解約されたものとします。

第16条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第17条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合で、特別保険料領収法が適用されているときは、会社は、第3条（介護前払保険金の支払）第③項に定める主契約の責任準備金額に、特別の保険料に対する責任準備金額を合算して取り扱います。

(2023年10月改定)

別表1

公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

別表2

要介護4以上

「要介護4以上」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護4または要介護5のいずれかの状態をいいます。

別表3

請求書類

項目	必要書類
1 介護前払保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度による要介護認定の結果を証する書類 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 被保険者 (契約者が介護前払保険金の受取人のときは、契約者) の印鑑証明書 (7) 保険証券
2 特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることができます。

指定代理請求特約

(この特約の主な内容)

この特約は、保険契約の被保険者が受取人となる保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条 (特約の締結)

この特約は、保険契約（以下「契約」といいます。）の締結の際または契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、契約に付加して締結します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金、その他これらに準じる保険給付および契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

第3条 (指定代理請求人の指定)

この特約を付加した場合、契約者は、契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

(1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者

- (ア) 契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- (イ) 契約の被保険者の直系血族
- (ウ) 契約の被保険者の3親等内の親族

(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者

- (ア) 契約の被保険者と同居または契約の被保険者と生計を一にしている者
- (イ) 契約の被保険者の財産管理を行っている者
- (ウ) 死亡給付受取人
- (エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者

第4条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

① 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等を保険金等の受取人が請求できない次の各号に定める事情があるときは、第3条（指定代理請求人の指定）で指定した指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

(1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合

(2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていないため支払事由に該当する保険金等の請求ができない場合

(3) その他第(1)号または第(2)号に準じる状態であると会社が認めた場合

② 指定代理請求人が第①項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条（指定代理請求人の指定）各号に定める範囲内であることを要します。ただし、指定代理請求人としての要件を満たさない場合または指定代理請求人が指定されていない場合には、死亡給付受取人が指定代理請求人として、保険金等を請求することとします。

- ③ 第①項または第②項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みます。以下同じとします。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第①項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ⑤ 第①項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、また、会社指定の医師の診断を受けてもらうことがあります。
- ⑥ 第⑤項の事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による契約の被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

契約者は、必要書類（別表）を提出し、契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。

第6条（告知義務違反による解除等の通知）

契約にこの特約が付加されている場合、契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、契約者の住所の不明その他の正当な事由によって契約者に通知できないときは、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することができます。

第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第8条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱）

主約款および各特約の特約条項の規定により、保険金等の受取人が契約の被保険者から法人へ変更される場合には、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

（2025年1月改定）

別表

請求書類

項目	必要書類
1 指定代理請求人による 保険金等の請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 指定代理請求人が契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類 (7) 保険証券
2 指定代理請求人の変更 および指定の撤回 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることができます。	

指定代理請求特約

(この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者が受取人となる保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金、その他これらに準じる保険給付および主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

第3条 (指定代理請求人の指定)

この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

(1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者

- (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- (イ) 主契約の被保険者の直系血族
- (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の親族

(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者

- (ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者
- (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
- (ウ) 主契約の死亡保険金受取人
- (エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者

第4条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

① 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等を保険金等の受取人が請求できない次の各号に定める事情があるときは、第3条（指定代理請求人の指定）で指定した指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

(1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合

(2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていないため支払事由に該当する保険金等の請求ができない場合

(3) その他第(1)号または第(2)号に準じる状態であると会社が認めた場合

② 指定代理請求人が第①項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条（指定代理請求人の指定）各号に定める範囲内であることを要します。ただし、指定代理請求人としての要件を満たさない場合または指定代理請求人が指定されていない場合には、主契約の死亡保険金受取人が指定代理請求人として、保険金等を請求することとします。

- ③ 第①項または第②項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかるわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みます。以下同じとします。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第①項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ⑤ 第①項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、また、会社指定の医師の診断を受けてもらうことがあります。
- ⑥ 第⑤項の事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による主契約の被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

契約者は、必要書類（別表）を提出し、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。

第6条（告知義務違反による解除等の通知）

主契約にこの特約が付加されている場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、契約者の住所の不明その他の正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することができます。

第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第8条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱）

主約款および各特約の特約条項の規定により、保険金等の受取人が主契約の被保険者から法人へ変更される場合には、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求は取り扱いません。

第10条（主約款および各特約の特約条項に定める給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱）

この特約を付加した場合で、主約款または各特約の特約条項に主契約の被保険者が死亡した場合の給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱に関する規定があるときは、主契約の被保険者の法定相続人のうち、主契約の死亡保険金受取人等がいない場合に代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱う規定は適用しません。この場合、主契約の被保険者の法定相続人であるこの特約において指定された指定代理請求人がいるときは、指定代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱うものとします。

第11条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第12条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）

次の各号に定める場合は、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

- (1) 主契約に年金支払特約が付加され、年金支払特約の年金の支払が開始した場合
- (2) 主契約に年金払移行特約が付加され、主契約の全部が年金払に移行した場合

（2025年1月改定）

別表

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 指定代理請求人による 保険金等の請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 指定代理請求人が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類 (7) 保険証券
2 指定代理請求人の変更 および指定の撤回 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることができます。	

次に掲げる保険種類にこの特約を付加される場合は、第14条として特則が適用されます。次頁以降をご確認ください。

＜収入保障保険＞

- ・無配当収入保障保険（無解約返戻金型）

＜新医療保険関係＞

- ・無配当新医療保険
- ・無配当新医療保険2007
- ・無配当新医療保険2011
- ・無配当新医療保険2014（無解約返戻金型）
- ・無配当引受基準緩和型終身医療保険（無解約返戻金型）
- ・無配当感染症入院保障付災害医療保険（無解約返戻金型）

＜愛児保険関係＞

- ・5年ごと利差配当付新・愛児進学保険
- ・無配当低解約返戻金型愛児進学保険

＜連生保険・夫婦保険＞

- ・連生終身保険
- ・終身年金付夫婦保険

＜年金保険関係＞

- ・利源別配当付家族保障終身年金保険
- ・利源別配当付年金保険
- ・終身年金保険
- ・年金保険
- ・個人年金保険
- ・新・個人年金保険
- ・5年ごと利差配当付個人年金保険
- ・無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）

＜変額年金保険関係＞

- ・変額個人年金保険（基本年金額保証型）
- ・一時払変額個人年金保険（複数勘定型）
- ・一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）
- ・一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）

＜養老保険＞

- ・無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険

＜収入保障保険＞

○無配当収入保障保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（無配当収入保障保険（無解約返戻金型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当収入保障保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)および第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中、「死亡保険金受取人」を「死亡収入保障年金受取人」と読み替えて適用します。

＜新医療保険関係＞

○無配当新医療保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（無配当新医療保険に付加する場合の特則）

この特約を無配当新医療保険に付加する場合には、第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)および第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

○無配当新医療保険2007に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（無配当新医療保険2007に付加する場合の特則）

この特約を無配当新医療保険2007に付加する場合には、第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)および第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

○無配当新医療保険2011に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（無配当新医療保険2011に付加する場合の特則）

この特約を無配当新医療保険2011に付加する場合には、第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)および第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

○無配当新医療保険2014（無解約返戻金型）に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（無配当新医療保険2014（無解約返戻金型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当新医療保険2014（無解約返戻金型）に付加する場合には、第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)および第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

○無配当引受基準緩和型終身医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（無配当引受基準緩和型終身医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当引受基準緩和型終身医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)および第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

○無配当感染症入院保障付災害医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（無配当感染症入院保障付災害医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当感染症入院保障付災害医療保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者 (ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者 (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人 (エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者	(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(ウ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者 (ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者 (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者 (ウ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者

(2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。

＜愛児保険関係＞

○5年ごと利差配当付新・愛児進学保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（5年ごと利差配当付新・愛児進学保険に付加する場合の特則）

- ① この特約を5年ごと利差配当付新・愛児進学保険に付加する場合には、特約条項の一部を次のとおり変更して適用します。
- (1) 「(この特約の主な内容)」中「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約の対象となる保険金等）を次のとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）」

この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、契約者が受取人となる保険金、給付金、祝金、その他これらに準じる保険給付および保険料払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。」

- (3) 第3条（指定代理請求人の指定）を次のとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定）」

この特約を付加した場合、契約者は、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

- (1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者
- (ア) 契約者の戸籍上の配偶者
- (イ) 契約者の直系血族
- (ウ) 契約者の3親等内の親族
- (2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(ウ)の範囲内の者で、保険金等の受取のために保険金等を請求すべき適當な関係があると会社が認めた者
- (ア) 契約者と同居または契約者と生計を一にしている者
- (イ) 契約者の財産管理を行っている者
- (ウ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者
- (4) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項を次のとおり読み替えます。
- 「② 指定代理請求人が第①項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条（指定代理請求人の指定）各号に定める範囲内であることを要します。」
- (5) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第⑥項中「主契約の被保険者」を「主契約の被保険者または契約者」と読み替えます。
- (6) 第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）を次のとおり読み替えます。

「第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）」

契約者は、必要書類（別表）を提出し、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。」

- (7) 「別表」中「主契約の被保険者」を「契約者」と読み替えます。
- ② 第①項のほか、主約款の規定により契約者の変更が行われた場合、この特約は消滅します。

○無配当低解約返戻金型愛児進学保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（無配当低解約返戻金型愛児進学保険に付加する場合の特則）

① この特約を無配当低解約返戻金型愛児進学保険に付加する場合には、特約条項の一部を次のとおり変更して適用します。

(1) 「（この特約の主な内容）」中「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。

(2) 第2条（特約の対象となる保険金等）を次のとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）」

この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、契約者が受取人となる保険金、給付金、祝金、その他これらに準じる保険給付および保険料払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。」

(3) 第3条（指定代理請求人の指定）を次のとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定）」

この特約を付加した場合、契約者は、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

(1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者

(ア) 契約者の戸籍上の配偶者

(イ) 契約者の直系血族

(ウ) 契約者の3親等内の親族

(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(ウ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適當な関係があると会社が認めた者

(ア) 契約者と同居または契約者と生計を一にしている者

(イ) 契約者の財産管理を行っている者

(ウ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者」

(4) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項を次のとおり読み替えます。

「② 指定代理請求人が第①項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条（指定代理請求人の指定）各号に定める範囲内であることを要します。」

(5) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第⑥項中「主契約の被保険者」を「主契約の被保険者または契約者」と読み替えます。

(6) 第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）を次のとおり読み替えます。

「第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）」

契約者は、必要書類（別表）を提出し、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。」

(7) 「別表」中「主契約の被保険者」を「契約者」と読み替えます。

② 第①項のほか、主約款の規定により契約者の変更が行われた場合、この特約は消滅します。

＜連生保険・夫婦保険＞

○連生終身保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（連生終身保険に付加する場合の特則）

- ① この特約を連生終身保険に付加する場合には、第3条（指定代理請求人の指定）の規定にかかわらず、第1被保険者の指定代理請求人を第2被保険者、第2被保険者の指定代理請求人を第1被保険者とします。ただし、第2被保険者が被保険者の資格を喪失した場合は、契約者は、第3条（指定代理請求人の指定）の規定に定めるところにより、指定代理請求人を指定してください。
- ② 前項のほか、特約条項の一部を次のとおり変更して適用します。
 - (1) 「（この特約の主な内容）」中「被保険者」を「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
 - (2) 第1条（特約の締結）中「被保険者」を「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (3) 第2条（特約の対象となる保険金等）を次のとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、当該被保険者が受取人となる保険金、給付金および第1被保険者と契約者が同一人である場合の保険料払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。」

- (4) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第6項中「被保険者」を「当該被保険者」と読み替えます。
- (5) 第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）を次のとおり読み替えます。

「第5条（指定代理請求人の指定の撤回）

契約者は、必要書類（別表）を提出し、第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、第1被保険者および第2被保険者の指定代理請求人の指定を撤回することができます。」

- (6) 第8条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱）および別表中「被保険者」を「当該被保険者」と読み替えます。

○終身年金付夫婦保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（終身年金付夫婦保険に付加する場合の特則）

- ① この特約の締結の際、主契約の被保険者である夫が年金受取人である場合、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 前条までの規定および「別表」中、「主契約の被保険者」を「主契約の被保険者である夫」と読み替えて適用します。
 - (2) 主契約の被保険者である夫が死亡した場合、この特約は消滅します。
- ② この特約の締結の際、主契約の被保険者である妻が継続受取人または寡婦年金受取人である場合、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 前条までの規定および「別表」中、「主契約の被保険者」を「主契約の被保険者である妻」と読み替えて適用します。

と読み替えて適用します。

- (2) 主契約の被保険者である妻が死亡した場合、この特約は消滅します。
- (3) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項を次のとおり読み替えて適用します。
〔② 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において前条各号に定める範囲内であることを要します。〕

＜年金保険関係＞

○利源別配当付家族保障終身年金保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（利源別配当付家族保障終身年金保険に付加する場合の特則）

この特約を利源別配当付家族保障終身年金保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡時一時金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡時一時金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。

○利源別配当付年金保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（利源別配当付年金保険に付加する場合の特則）

この特約を利源別配当付年金保険に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

○終身年金保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（終身年金保険に付加する場合の特則）

この特約を終身年金保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。

○年金保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（年金保険に付加する場合の特則）

この特約を年金保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適當な関係があると会社が認めた者 (ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者 (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人 (エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者	(2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(ウ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適當な関係があると会社が認めた者 (ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者 (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者 (ウ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者

- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

○個人年金保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を個人年金保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。

○新・個人年金保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（新・個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を新・個人年金保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第②号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。

○5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第②号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。

○無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第②号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

＜変額年金保険関係＞

○変額個人年金保険（基本年金額保証型）に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（変額個人年金保険（基本年金額保証型）に付加する場合の特則）

この特約を変額個人年金保険（基本年金額保証型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。

○一時払変額個人年金保険（複数勘定型）に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（一時払変額個人年金保険（複数勘定型）に付加する場合の特則）

この特約を一時払変額個人年金保険（複数勘定型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。

○一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）に付加する場合の特則）

この特約を一時払変額個人年金保険（年金原資額保証型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。

○一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）に付加する場合の特則）

この特約を一時払変額個人年金保険（目標到達時定額変更型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。

＜養老保険＞

○無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）の次に、次の1条を加えて適用します。

第14条（無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険に付加する場合の特則）

この特約を無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険に付加する場合には、第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）を次のとおり読み替えて適用します。

「第13条（主契約に外貨建年金支払特約、円建年金支払特約または目標到達時円建年金払移行特約が付加されている場合の特則）

次の各号に定める場合は、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

- (1) 主契約に外貨建年金支払特約または円建年金支払特約が付加され、外貨建年金支払特約または円建年金支払特約の年金の支払が開始した場合
- (2) 主契約に目標到達時円建年金払移行特約が付加され、円による年金の支払に移行した場合」

代表者請求特約

(この特約の目的)

この特約は、給付金の受取人が主契約の被保険者の場合で、給付金の支払事由が生じた後、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が死亡したときに、主契約の被保険者の法定相続人の代表者に給付金を支払うことを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約の締結の際、主契約に自動的に付加して締結します。
- ② この特約は、主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条（主契約の被保険者の法定相続人の代表者）

- ① 給付金の受取人が主契約の被保険者の場合で、主契約の被保険者が死亡していたときの給付金の請求については、主契約の被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める一人を代表者とします。この場合、その代表者は、主契約の被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
 - (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合はその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合で、指定代理請求特約において指定代理請求人が指定されているときはその者
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合は、配偶者
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合は、法定相続人の協議により定めた者
- ② 前項の規定により、会社が給付金を主契約の被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ③ 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に主契約の被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱を受けることができません。

第3条（この特約が各保険種類に付加される場合の特則）

- ① 新特定疾病保障定期保険特約の特定疾病保険金または新介護保障定期保険特約の特定介護保険金の請求については前条の規定を準用します。
- ② この特約を個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、新・個人年金保険、利源別配当付家族保障終身年金保険または終身年金保険に付加する場合には、第2条（主契約の被保険者の法定相続人の代表者）中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。
- ③ この特約を連生終身保険に付加する場合には、特約条項中「被保険者」を「当該被保険者」に、「死亡保険金受取人」を「当該被保険者にかかる死亡保険金受取人」にそれぞれ読み替えて適用します。
- ④ この特約を終身年金付夫婦保険に付加する場合には、第2条（主契約の被保険者の法定相続人の代表者）中「死亡保険金受取人」を「保険金受取人」と読み替えて適用します。

（2008年7月改定）

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

＜生命保険に関するお問い合わせ先＞

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-318-766

平日 9:00 ~ 18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

生命保険に関するお手続きやご相談を承っています。

「必要書類」 やもよりの営業部につきましても、こちらへお問い合わせください。

大樹生命ホームページ

<https://www.taiju-life.co.jp/>

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXはお取り扱いしておりません。）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。

また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

TEL 03-3286-2648

ホームページアドレス (<https://www.seiho.or.jp/>)

- ・生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

大樹生命保険株式会社